



金融機関の不良債権処理、破綻処理問題の解決に当たって最も重要なことは、金融機関を自己責任・自己負担の原則にしつかりと立たせることであります。乱脈経営の結果、経営危機を引き起こして国民の預金を危うくしたり、貸し済りや資金回収で企業の動脈を断ち切るなどの今日の銀行業界の姿は、銀行業界の本来の公共的役割を投げ捨てたものであり、その無責任な体質を大もとから正すことが必要です。

政府・自民党がこの間とつてきた三十兆円銀行支援策や長銀処理策などの専ら国民の税金をつき込むやり方は、何をやっても最後は国が税金で面倒を見てくるという銀行業界のモラルハザードを助長するものであり、問題の解決につながるものではありません。銀行業界に自己責任・自己負担の原則を貫かせてこそ銀行業界の中に自己規律が働くのであり、その結果、国民の立場に立った金融システムの安定化と信頼回復を図ることができます。

本法案は、以上述べましたような考え方の上に立ち、以下の内容で構成されています。

第一に、本法案の目的に、金融機関の自己責任の原則にのっとり我が国の金融機能の安定及びその正常化を図ることを明記し、金融機関の破綻処理の原則として、その費用は金融機関の負担によるべきこと、預金者を保護すること、金融機関の金融仲介機能を維持すること、破綻処理費用が最小となるようになることの四点を盛り込んでおります。

第二に、金融機関の不良債権の実態開示であります。

現在の貸出債権の分類は、その回収可能性によつており、しかも、赤字経営の中小業者を要注意先債権として分類するものとなつております。これでは、多くの中小業者を不良債権として切り捨てるとともに、不良債権の実態を過大にあらわすものとなります。したがつて、不良債権の実態開示に当たつては、処理を急ぐべき不良債権と善良な借り手とを明確に区別すること、すなわち、

その融資が投機的なのかどうかを明らかにすることが不可欠であります。

本法案では、金融機関に対し、資産査定結果とあわせて貸付資金の使途並びに不良債権の引き立て状況を金融監督委員会に報告し、自主開示する義務を負わせるとともに、金融監督委員会の検査の結果、虚偽報告が明らかになつた場合、罰則を課すこととしております。

### 第三に、金融機関の破綻処理を行う主体として

預金保険機構を位置づけております。

預金保険機構は、金融監督委員会の指導監督のもとに破綻処理業務を行います。預金保険機構は、金融監督委員会による破綻認定等を受けて、当該破綻金融機関の営業譲渡等のあっせんを行ふとともに、一定の要件に該当する破綻金融機関については、業務及び財産の管理を行うことができまます。また、本法案の目的を達成するために必要な場合、被管理金融機関の業務を引き継ぐ承継銀行を一時的に設立することができるとしております。

さらに、預金保険機構に対し、被管理金融機関の取締役等に対し報告を求める権限、帳簿等の調査権を付与するとともに、民事上の訴えの提起や

刑事告発の義務を課しております。

第四に、破綻処理費用を銀行業界の負担とするために、金融安定化措置法など、これまで設けられてきた税金投入の法的枠組みはすべて廃止することとしております。預金保険機構の資金は保険料で賄うこととし、資金が不足すれば保険料を引き上げることで破綻処理財源の充実を図ります。

○相沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○相沢委員長 この際、お諮りいたします。

去る九月十四日、北村哲男君外二名から提出されました債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可する御異議ありませんか。

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、撤回を許可するに決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、撤回を許可するに決しました。

第一に、本法が、金融機関等の不良債権処理が現下奥緊の課題となつてゐる状況に対応するためのものであることを明記することとしたしました。修正案の要点は、次のとおりであります。

第一に、本法が、金融機関等の不良債権処理が現下奥緊の課題となつてゐる状況に対応するためのものであることを明記することとしたしました。

第二に、取扱対象債権につき、原案で規定されたもののうち、資金業者の有する貸付債権について、金融機関系列の資金業者が有する不動産担保つき事業者向け貸付債権に限ることとしたしました。

第三に、悪質な取り立て行為を防止し、債務者の人権を擁護するとの観点から、債権回収に当たりました。

第四に、本制度については、金融機関等の有する不良債権の処理に焦点を合わせた制度としてまずは新たに導入するものであることにかんがみ、五年後をめどとして実施状況等を勘案して検討をいたしました。

この法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進等を図るために弁護士法の特例として、一定の要件を満たす会社が業として債権の管理及び回収を行ふ制度を設けるとともに、必要な規制を行おうとするものとして自由民主党が

債権管理回収業に関する特別措置法に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○杉浦委員 債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進等を図るために弁護士法の特例として、一定の要件を満たす会社が業として債権の管理及び回収を行ふ制度を設けるとともに、必要な規制を行おうとするものとして自由民主党が

申上げます。

以上が、修正案の趣旨であります。

何とぞ修正案に御賛同くださいますようお願い申上げます。

以上でございます。

○相沢委員長 次に、北村哲男君。

金融機関等が有する根抵当権により担保される  
債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○北村(哲)委員 私は、提出者を代表して、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党共同提案に係る修正案について御説明申し上げます。修正案はお手元に配付したとおりでありますので、本文の朗読は省略いたします。

この修正案は、本法案で定める金融機関等の根抵当権つき債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する修正案について御説明申し上げます。修正案に基づき、整理回収機構への改組が予定されている住宅金融債権管理機構が金融機関の資産の買取りを行うこととなること等に対応するため、所要の修正を提案しようとするものであります。

修正案の主な内容は、次のとおりであります。第一に、我が国の金融システムの一環を構成する保険会社について、これを本法案の適用対象となる金融機関等に加えることとしております。

第二に、金融機関の資産の買取りを行うこととなる住宅金融債権管理機構について、これを本法案の適用の対象となる特定債権回収機関に加えいたします。

○相沢委員長 次に、池田元久君。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案に対する修正案

金融再生委員会設置法案に対する修正案  
預金保険法の一部を改正する法律案に対する修

正案  
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○池田(元)委員 ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する各修正案について、自由民主党、民主党及び平和・改革を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

これら修正案は、現下の金融の危機的状況を開き、我が国金融の再生化を図るという与野党共通の認識のもと、本委員会での審議を踏まえ、精力的に協議を行い、取りまとめたものであります。

初めに、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案に対する修正の要旨は、原則的に協議を行い、取りまとめたものであります。

第一に、原案では、預金保険機構は、金融再生委員会が講ずべき施策に関する事項等に關し、金融再生委員会に対する意見を述べることができるようになっておりますが、これに日本銀行を加えることにしております。

第二に、原案における金融整理管財人による管理、特別公的管理等に係る裁判所の認可の規定を削除するとともに、金融整理管財人による管理の開始事由に、「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。」を加えることにしております。

第三に、破綻した金融機関の業務を承継するブリッジバンク制度を創設することとし、その設立は預金保険機構が直接行うことにしております。

第四に、金融再生委員会は、銀行がその業務または財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれがあると認める場合にも、特別公的管理の開始の決定ができるることにしております。

準は、純資産額を基礎としております。  
第五に、預金保険機構の業務として、金融機関等から資産を買取ることができることとするとともに、その業務を、特定整理回収協定を締結した銀行に対し、委託することができることにしております。

また、機構は、破綻金融機関、または本法の規定に基づき特例資金援助または損失の補てんを受けた特別公的管理銀行の営業を譲り受け、またはその株式を譲り受けける金融機関の発行する株式の引き受け等ができることにしております。

第六に、金融再生委員会が設置されるまでの間は、金融再生委員会の権限を内閣総理大臣が代行できることにしております。

次に、金融再生委員会設置法案に対する修正の要旨ですが、金融再生委員会の所掌事務は、現行の金融行政に関する総理府の所掌事務と、金融機関の破綻の処理等に関する事務及び金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案事務とすることにしております。

また、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案事務及び預金保険機構の監督に関する事務は、金融再生委員会と大蔵大臣及び大蔵大臣の共管とすることにしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案に対する修正の要旨は、

第一に、原案では、預金保険機構の出資により整理回収機構を設立するとしておりますが、これを住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を一体とした株式会社組織として、整理回収機構を創設することとし、その際、住宅債権管理機構が整理回収銀行を吸収合併することにしております。

第二に、破綻金融機関の取締役等及び取締役は預金保険機構が直接行うことにしております。

第三に、預金保険機構が直接行うことにしております。

第三に、特定合併については、平成十一年四月一日から廃止することにしております。

次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正の要旨でありますが、金融再生委員会設置法案の修正が行われることに伴い、所要の修正を行ふことにしております。

以上であります。

○相沢委員長 これより各案及び各修正案を一括して質疑を行います。

○山本(有)委員 本当にきょうの締めくくり総括、感慨深いものがございました。私も理事の一人にさせていただいたのですが、そのときにはまさか十月の声を聞こうというようには全く思ってもいませんでした。意外な展開でございました

ます。山本有二君。

○相沢委員長 本当にきょうの締めくくり総括、感謝深いものがございました。八月十一日に委員長、理事の互選がございました。私も理事の一人にさせていただいたのですが、そのときにはまさか十月の声を聞こうというようには全く思ってもいませんでした。意外な展開でございました

が、しかし、皆さんと大変御努力をされて、いわば難産に難産を重ねた上で、与党と野党という夫婦の間でできた子供がこの修正案だ

といふような気がいたします。難産の子はよく育つ、こう申しますが、よく育つて日本の危機を救つていただきたいと、まず冒頭、念じ上げるものでございます。

そして、委員長初め、総理、大蔵大臣、各閣僚、また理事、委員の皆様、そして実務者と言われるこの席にいらっしゃらない徹夜を重ねてきた方々に、心よりその御労苦に感謝、また敬意を表させていただきます。

さて、提案者の池田先生、實にこの修正案の立て役者であるというように存じております。先生のこの、いわば世界の国際金融の姿、今の日本の現状、こういうものを想起しながら修正案のスキームをつくられたことであろうというよう思

います。

今、日本のマネーセンター銀行は十九行、大手十九行というわけでございますが、大競争時代に当たつて、この厳しい国際社会、マネー戦争に勝ち抜けるかどうか、それを今ここで準備しておかなければならぬというのが今回の安定化の法案であったろうというふうに思います。

すると、十九行のままでは済まない時代がやがで来るというふうに思いますが、さて池田先生、このマネーセンター銀行十九行、多いと思われるのは少ないと思われるのか、あるいはどちらにしたらいのか、そして、やがて理想的にはどういう邦銀の姿がいいのか、先生にお聞かせいただきたいと思います。

○池田(元)委員 池田でございます。

冒頭、山本委員の御発言でございますが、ここまで協議を進めてきた結果、現在の金融危機に対応できる骨太のスキームを準備する法案の提出、そして質疑にござりましたことについて、山本委員の御努力に感謝を申し上げる次第であります。

さて、今お尋ねの問題でございますが、銀行の数の最適値は、当然のことながら金融システム全体の中での需要と供給の関係で決まるといふふうに考えます。我が国における直接金融と間接金融のバランスは、諸外国と比較すると著しく間接金融に偏っていることは委員御存じのとおりであります。まずはその点から議論をすべきだと考えます。

個人的な意見といいますか、これはいろいろな条件といいますか、日本における資金の問題、国際的な関係等々ござりますが、銀行の数について、今ある大手行十九行は多過ぎる。しかばらどの程度の数がいいのか。これは今後の再編の行方にもかかっておりますが、半分以下でも十分ではないかというふうな感じがいたしました。

ただし、申し上げましたように、銀行の再編を進める際には直接金融市場の拡大も同時に進めるべきでありまして、今後の重要な課題として具体

策を検討してまいりたいと思います。

○山本(有)委員 間接金融にむだねるところが日本銀行、産業とも多い、したがって少なくなるべきたどりいことは、与野党ともに共通であつたと私は思います。

そこで、その手法としまして、宮澤大蔵大臣を中心、合併というソフトランディングを考えたのが与党。そして、破綻という、弱肉強食の中で生き残るものこそ選ばれたものであつて、それこそが大競争時代、国際社会で活躍する日本の代表選手なりというのが野党の考え方。

しかし、我々与党としましては、どうしても破綻をさせると連鎖倒産があり、また失業者が起るこというような社会混乱も招くだろう、そういう意味におきましての社会コストを考えてきたつもりでございます。

そんな意味で、池田先生は当初、野党案、破綻

ですべてこの大手セントーバンクの数を少なくす

るというスキームをとつていらっしゃったのでは

ないか、こう想像するわけであります。社会コ

ストの面、これに対する池田先生のお考え、そし

てコストをかけない方法で今回このスキームが、修正案ができたのかどうかというとお聞かせ

いただきたいと思います。

○池田(元)委員 我々は、破綻を進めて再編成に持っていくというような考えはとつております。そういう見方があるとすれば重大な誤解であります。

私たち、今山本委員もおっしゃったように、銀行業界は再編を迫られる、それをいかに、破綻を持っていくかということを考えなければならないと思います。

今、銀行のいろいろな業態といいますか、それから都市銀行、いろいろ見てまいりますと、何でも売るデパートではなく、個性のある商品を売る専門店的なものも必要です。そういった銀行がみずから進むべき道を選ぶ、そして自助努力でやる

というのが基本でございます。

ただ、非常に深刻な不良債権の額、どうしてもそこは整理されるところも出でてくるであろう。

しかし、その場合には、やはり社会的コストを最小限にすること、この原則を堅持していただきたいと考えております。

我々民主党が当初考え、そして三党で一緒に提出来た、さらには自民党も加わって共同修正するこの金融再生法案は、殊さら破綻に持っていくとかそういう趣旨ではなくて、まさにその場合には管理された破綻、秩序立った破綻ということを考えております。

しかし、そこまで破綻に至つた経過の中で、銀行経営者の責任も大きい、そして株主責任も明確にする、その上で法人格を継続して一時国有化という方式でございまして、今あるスキームの中では影響を一番回避できる、少なくできるスキームであると私は思っております。

○山本(有)委員 マネー戦争という言葉がございますが、血を出さない戦争を各國々がやつてていると言つても過言でない厳しい時代であろうというふうに思つております。

第二次世界大戦のときには我が国が受けました物損、人的損害を除いて、それは国の資産の約一五%が失われたそうです。バブル崩壊によりまして、今日までの土地、株、そのほかの資産の下落を想定いたしますと、ほぼそれに匹敵するわけでござります。そう考えていくと、いわば今日は困難でございます。野党、与党問わらずに、國の大事を守つていくといつて今回の修正案の方針は大変見事なものであったと思ひますので、今後とも、そこにお並びの提案者の皆様に、その国難とともに乗り越えていくという覚悟をお願いさせていただきたいと心より存じますので、どうぞよろしくお願ひ申上げます。

さらに、次に小淵総理にお伺いをいたします。私は、六、七月ごろのアメリカの態度といふのは、日本バッシング、ジャパン・バッシングが大きめかつたよう思います。どんどんどんたたけばニューヨークの株価が上がりしていくという

ような、そんな姿のように見えてなりませんでした。しかし、ここに来て、ニューヨークの株に影が見えます。きょうのダウを調べますと、ニューヨークの終わり値が七千六百三十二ドルで、マイナス二百十ドルというわけで、決してあのころ、

七月、六月のころではありません。

私は、日本を余りにたたくばかりに、実はアメリカの信用というの、アメリカの債券を日本のお金で買っておつたということを忘れておつたのではないか。すなわち、日本がアメリカの米債を買うことによってアメリカの信用はどんどん上がつていつた、そしてアメリカのニューヨークの株式も評価が高くなつた。ところが、日本をたたくことは自分をたたくことにつながるということになつて、今アメリカの株式も落ちてゐるのではないか。すなわち、一衣帶水が日本とアメリカの関係にある。

だから、この間のクリントンとの会談、私は、そこまで言うのか、内政干渉に匹敵するのではないかと思うくらいの言葉もありましたけれども、むろしそれは、心配する余りにいわば共感、支援をするという気持ちがアメリカにもわいてきたのではないいか、そんなふうな気がします。

つまり、今回この修正案をまとめて、それを小淵総理がアメリカにどういうメッセージを送るかといふこともまた大切な話になつてくるのではないかと思いますけれども、全世界に対して、特にアメリカに対し、小淵総理、きよつこうして締め縫が行われる、この事態についてどのようなメッセージをお送りになるつもりがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 日米間は余りにも親しき間柄でござりますので、あらゆる点につきまして我が国に対しましても御発言があります。これをアメリカ側の我が国に対する内政干渉ととらえるか否か、御忠告ととらえるか、さまざまございますが、この金融問題につきましては、過去アメリカも八〇年代にいろいろ経験したことからかんが

みまして、その経験に基づいて我が国の現状につきましても非常な憂慮をしておったことは事実であります。その点につきまして、日米首脳会談におきましても本問題を取り上げられました。

私といたしましては、現下、国会におきましてこの問題に精力的に取り組んでおりまして、必ずやよい結果を生み出されるものである。したがつて、このことは、世界第一、第二の経済大国たる両国がこの金融問題をめぐってきちんととした対応をするということは世界の経済の安定につながることだ。こういうことを申し上げて、このことは評価されたと思います。

したがいまして、今日、こうして話し合いかまとまり、法律として制定をされる方向に至つておりますことは、アメリカのみならず、世界の金融あるいはまた通貨の関係の皆さんのみならず、必ず世界経済に大きな、よきメッセージが発せられます。

○山本(有)委員 同じ趣旨で、大蔵大臣、G7に今夜立たれるわけでございますが、この安定化の法案が相調いました。果たしてどういうメッセージをG7の各国の蔵相の皆さんに、今我々こうして準備ができたという意味のことをどのように伝えにならるか、お聞かせください。

○宮澤國務大臣 各党のお力添えによりまして関連法案が願わくは日本中に衆議院で成立するという情勢を祈つておるわけでございますが、そうなりました場合に、今までアメリカが心配しておりますのは、一つは、長銀問題ということに象徴される長い間の国会における御論議がいつ終結するかということであつたわけでございますが、それが今度法案の衆議院通過という形で、参議院の問題は残つておりますけれども、ここまで来たといふことはアメリカとしても評価をしておることと思います。

ただ、御指摘のように、先般の小渕・クリントン会談の際に、いわゆる今の私どもの言葉で申せばしば申し上げたことでござりますけれども、大変な状況になつて、我々としても経験のない法的な枠組みを考えるわけでございますから、政府が

ば早期健全化スキームというのがあそこにはございませんクリントンの発言の背景でござりますから、

その問題についての処理はまだついていないなどということは当然先方も大変に关心を持っておりまして、殊に、最近、ウォールストリートにおきまして御承知のようにヘッジファンドが倒壊いたしましたときに、ニューヨーク連銀の総裁が主導して各行から金を集めこれに対処したというまことに異例なことがあつたばかりでございますので、そういうような意味での健全化スキームがどうぞこの国会で成立してほしいということは当然先方が申すことであろうと思っております。

○山本(有)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○相沢委員長 これにて山本君の質疑は終了いたしました。

次に、仙谷由人君。

○仙谷委員 津島雄二議員から洗脳されたと言われております仙谷でござります。洗脳されたかどうかが本日の最大テーマではありますけれども。

本日、いわゆる破綻処理に関する金融再生法案整理管財人を通つていくルート、あるいは公的アリッジバンクというやり方で整理と再生を目指すルート、そして一時国有化という方式、概括的に申し上げますと、こういうやり方を骨子とする法案になつたわけでございますが、誠意を持つて修正協議を進めてまいつたと私は思つておるのでございますが、これを、野党案を換骨奪胎をして百尺竿頭一步を進めるとも申し上げることがいいのかどうか、そういう気持ちで修正の結果を持続めて有意義であったと思ひますし、また、そういう修正がなされましたことの意味についても私は十分理解をいたしております。いわば私としては十分理解をいたしております。

○仙谷委員 我々も、野党案でも今の日本の金融

が置かれた種々の条件を考えるとまだ甘いではないか、もっと抜本的に構造改革を進めるような法案を用意すべきだったのかなと思つたりもしながら審議をしておつたわけでござりますけれども、しかし、宮澤大臣のかねがねの御主張あるいはここでの審議の御主張からいいますと、一時国有化、株式の強制即時取得、この我が野党案の法条のやり方というのはまさに大骨であつたのではないかと思つておるところでござります。

この点については、大蔵大臣の思想や考え方や

御経験に基づいてどうしても許せないもの、こう

思います。

○宮澤國務大臣 この委員会の御審議の過程でし

ばならないのですが、換骨奪胎というのは、どう

いう骨を抜いてどういう子供を取り出したのか。

そして、洗脳をしたとおっしゃるのだけれども、

呪術を使つたのか巫術を使つたのか、あるいは麻

原何がしのようマインドコントロールしたのか

わかりませんけれども、何が言つたかったのでございましょうか。

○津島委員 仙谷委員御指摘の報道によりまして皆様方に御迷惑をおかけしたとすれば、私は申しわけなかつたと思つております。

ともに修正案の作成に汗をかいてきた仲でござ

いますから、私がその報道の内容について納得い

かないものがあると感じておること、そして決し

御提案しておるもののがベストだというふうには決して申しません。各党におかれ御審議の結果、ベタなものができれば喜んでそれを行政に使わせていただきたいとすることを何度も申し上げました。総理もそういう御発言をしておられました。

そういう結果として、このたび成案ができました。政府が最初に考えたことは必ずしも一緒にものではございませんけれども、長い間の御審議の結果として、非常に金融機関に対しては厳正な、いわゆる甘いことで国民の税金を使ってはいけないという、それからやはり金融機関たるもののはいわゆるディスクロージャー、自分に厳しくなければならないという、そういう思想が強く盛り込まれました修正案が誕生いたそうとしております。

そのことは、私は、問題をとにかくここで処理するための仕組みをつくつていただきという意味で極めて有意義であったと思ひますし、また、そ

ういう修正がなされましたことの意味についても私は十分理解をいたしております。いわば

百尺竿頭一步を進めるとも申し上げることがいいのかどうか、そういう気持ちで修正の結果を持続しておるところであります。

○仙谷委員 我々も、野党案でも今の日本の金融

が置かれた種々の条件を考えるとまだ甘いではないか、もっと抜本的に構造改革を進めるよう

なことです。それに対する日本経済が対応していく

辺がいいかといふことを恐らく委員の皆様と私は議論をしておつたことだと思います。

しかし、修正案として今まで上がつた姿を拝見しますと、それに対して日本経済が対応していく

のだ、そういうふうに考えてみますれば、なるほどそれは納得のできることであると納得をいたしました。

○仙谷委員 そこで、津島先生にお伺いしなけれ

ばならないのですが、換骨奪胎というのは、どう

いう骨を抜いてどういう子供を取り出したのか。

そして、洗脳をしたとおっしゃるのだけれども、

呪術を使つたのか巫術を使つたのか、あるいは麻

原何がしのようマインドコントロールしたのか

わかりませんけれども、何が言つたかったのでございましょうか。

○津島委員 仙谷委員御指摘の報道によりまして皆様方に御迷惑をおかけしたとすれば、私は申し

わけなかつたと思つております。

ともに修正案の作成に汗をかいてきた仲でござ

いますから、私がその報道の内容について納得い

かないものがあると感じておること、そして決し

て私の真意を伝えていないであろうということについて、仙谷委員も御理解をいただけるのではないだろかと思つております。

○仙谷委員 私は、こういう時代でありますから、党内で異論、俗論、いろいろな論理があつて、与党の実務者協議に出てこられた方々も相当厳しい局面や苦しい局面がおありになつたと推測するにかたゞはないわけありますけれども、だからといって、そういうアンシャンレジームといいますか、古い頭の方々とかマーケットの動向について何ら理解を示さない方々とやはりこれは正面から闘つていただかないと、この人たちをなだめたりごまかしたりするために野党の我々を誹謗中傷することは許されないと私は思つてゐるところでございます。

引かれ者の小うたぐらの話であれば、我々も、かわいいものだ、こういふうに度量を示すところもあるわけですが、洗脳とまで言われますと、総理大臣笑つていらつしやるけれども、洗脳とまで言われますと、これは何か一段高い立場に立つ人が、自由に池田さんの頭の中身を入れかえて操つたような話になるわけでありますから、これは名譽毀損にとどまらずに侮辱になるのじやないか、こういうことで私どもは聞いております。そして、それは私とか池田委員だけではなくて野党全體に対する侮辱になる、こういうことで、昨夜はそれほど怒りは込み上げなかつたわけですが、けさになりますと、少々これは怒りにまで到達してきましたので、もう一度はつきりとこの発言の客観的な、我々に対する誹謗中傷というか侮辱といいますか、一生懸命誠実にお互いに党内を説得しながら議論をしてきた、この過程をぶち壊すようなこういう発言について、もう一言証明をしてください。

○津島委員 先ほど申し上げましたように、そのような報道で御迷惑をおかけいたしましたとすれば申しわけないと思つております。

そこに書かれております言葉等々を含めて私は納得いかないものを感じておりますし、我々がと

もに汗をかいて立派な成案を仕上げたということは仙谷委員も理解をしておられるし、また、そのような立派な案を仕上げることができたことについて、野党の皆様方の大変な御見識にも敬意をも、だからといって、そういうアンシャンレジームといいますか、古い頭の方々とかマーケットの動向について何ら理解を示さない方々とやはりこれは正面から闘つていただかないと、この人たちをなだめたりごまかしたりするために野党の我々を誹謗中傷することは許されないと私は思つてゐるところでございます。

円スキームをなくした、金融安定化法を廃止したばかりに、今度は、いわゆる公的管理に係る費用、あるいは一時的に株式を取得するに必要な費用をつくる、例えばそういうことに必要な費用あるいは、その後、公的管理の後再生させた場合にかかる費用をどうするといいましょうか資金をつくる、例えばそういうことで法案ができたわけでございます、スキームができたわけでございます。

それで、この金額を幾らにするか。それはある種政府の専権事項かもわかりませんが、余り急いでいらっしゃるものですから、今国会で予算措置をとつたらどうか、つまり、予算総則上何兆円かの保証措置をとることを明記した予算総則を提案されたらどうかということをきのうも相当お勧めをして、それは私とか池田委員だけではなくて野党全體に対する侮辱になる、こういうことでございません。分離問題の前に、大蔵大臣、私、今回の財政と金融の分離についてでございます。

この財政、金融分離については、長い長い歴史の中でもようやく今回ここへたどり着いたわけだと思います。分離問題の前に、大蔵大臣、私、今回のこの審議の中で拝見をしておりましても、今事態は、金融監督庁と大蔵省、そして預金保険機構の中に金融危機管理審査委員会というのがあって、どうも三本立てになつて責任の所在が非常に無責任になつておる。こういう金融の危機的な状況、金融危機管理といいましょうか危機対応といいましょうか、そのことに際して、この二元的、三元的行政のあり方というのは、何らかの形といいますか、払拭しなければならない、この感を実感的に感じたところでございます。

金融行政を、つまり特に危機管理対応についての点が「政府・与党の責任において可及的速やかに措置する」と合意されましたことを承知をいたしております。

○宮澤国務大臣 昨晩の御協議におきまして、この点が「政府・与党の責任において可及的速やかに措置する」と合意されましたことを承知をいたしております。

したがつて、政府としては、これについての対応を早速に考えなければならぬ立場にございまして、部内では既にいろいろな検討を始めております。まだこの協議に参加されました与党の委員たちとはお話をしておりませんので、ちょっとそのお時間をいただきたいと思っておりますが、少々お伺いしたいわけでございます。

○仙谷委員 そこで、修正案の関連で大蔵大臣に払つておるところであります。そこで、修正案に金融再生勘定という勘定を新たに設けて、そこにある種の金額を積む。これは、十三兆円スキームをなくした、金融安定化法を廃止したばかりに、今度は、いわゆる公的管理に係る費用、あるいは一時的に株式を取得するに必要な費用をつくる、例えばそういうことで法案ができたわけでございます、スキームができたわけでございます。

それで、この金額を幾らにするか。それはある種政府の専権事項かもわかりませんが、余り急いでいらっしゃるものですから、今国会で予算措置をとつたらどうか、つまり、予算総則上何兆円かの保証措置をとることを明記した予算総則を提案されたらどうかということをきのうも相当お勧めをして、それは私とか池田委員だけではなくて野党全體に対する侮辱になる、こういうことでございません。分離問題の前に、大蔵大臣、私、今回の財政と金融の分離についてでございます。

この財政、金融分離については、長い長い歴史の中でもようやく今回ここへたどり着いたわけだと思います。分離問題の前に、大蔵大臣、私、今回のこの審議の中で拝見をしておりましても、今事態は、金融監督庁と大蔵省、そして預金保険機構の中に金融危機管理審査委員会というのがあって、どうも三本立てになつて責任の所在が非常に無責任になつておる。こういう金融の危機的な状況、金融危機管理といいましょうか危機対応といいましょうか、そのことに際して、この二元的、三元的行政のあり方というのは、何らかの形といいますか、払拭しなければならない、この感を実感的に感じたところでございます。

金融行政を、つまり特に危機管理対応についての点が「政府・与党の責任において可及的速やかに措置する」と合意されましたことを承知をいたしております。

の金融行政の反省の上に立つて、金融行政を財政から分離した方がいいのだ、そしてそれが世界の潮流だ、もしこういう認識ならば、これは金融部門を独立させる、あるいは財政部門をどこか別ものにする。金融行政としては一元化した方がいいのだという、まず結論があるのかないのか、ありますとすればどのような方向で一元化するのか、つまり分離をするのかそうじやないのか、このことについてお答えをいただきたいと存じます。

○宮澤国務大臣 ただいまの改編後の制度が、これはやはり、一つはできましてまだ日が間もない、このことは、この国会は十月七日までしか会期が一応ないことになりますけれども、予算措置をとらなかつたということが、もしそのことが原因になつて何らかの事態が発生したとすれば、これは政府の責任であると私は申し上げておきたいと思います。

それから、時間がそれほどございませんので、財政と金融の分離についてでございます。

この財政、金融分離については、長い長い歴史の中でもようやく今回ここへたどり着いたわけだと思います。分離問題の前に、大蔵大臣、私、今回のこの審議の中で拝見をしておりましても、今事態は、金融監督庁と大蔵省、そして預金保険機構の中に金融危機管理審査委員会というのがあって、どうも三本立てになつて責任の所在が非常に無責任になつておる。こういう金融の危機的な状況、金融危機管理といいましょうか危機対応といいましょうか、そのことに際して、この二元的、三元的行政のあり方というのは、何らかの形といいますか、払拭しなければならない、この感を実感的に感じたところでございます。

金融行政を、つまり特に危機管理対応についての点が「政府・与党の責任において可及的速やかに措置する」と合意されましたことを承知をいたしております。

に關する企画立案を一元化した方がいいというふうに考えております。

○大蔵大臣 いかがでございますか。

○宮澤國務大臣 その問題は中央省庁改革の際にも非常に議論になりまして、ただいま法律の定めであらうふうになつておりますわけでございますが、このたびのこの問題を通じての仙谷議員の御議論もよく承っておりますので、ただいまの問題

は一つの御意見として十分に私どもも検討いたしたいと思います。

○仙谷委員 時間が参りましたので終わりますけれども、いずれにしましても、昨日の合意、そして党首会談の合意があるわけでござりますから、完全な財政・金融の分離、完全な分離、そして金融行政の一元化、このことについて、総理大臣、よく御理解の上、約束どおり実行をしていただきたいと存じます。

○小渕内閣総理大臣 十分検討いたします。

○仙谷委員 いや、検討じや困る、実施しますと言わなきや……。

○相沢委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございま

す。これまで与野党の協議に携わってこられた皆様方の連日にわたります精力的な話し合い、また御努力に対しまして、心から敬意を表するものでござります。

さきほどの質問をさせていただきますが、初めに、今後の景気動向、経済情勢につきまして、ひとつ總理にお伺いしたいというふうに思います。

昨日、日銀の短観が発表になりました。業況判断指數D-Iが主要製造業でマイナス五一、これ

はバブル崩壊後最低水準に近い数字まで落ちてしまつた。このD-Iは、平成九年はプラスであつたわけありますけれども、それが一年数カ月のうちにこのように本当に先行きに対する非常に悲

觀的な見方が支配的になつてしまつたということがあります。今日のこの深刻な不況の引き金になったのは、これは消費税の引き上げ、特別減税の打ち切りなどのことがありますし、またさら

に、その後の経済対策についても、余りにも遅く余りにも小さかったということが挙げられているわけであります。また、先ほど政府、総務庁の方で発表されました雇用についての情勢について

も、依然として大変厳しい情勢が続いているということが発表されたところであります。

総理は、訪米されたときに、この委員会でもたしかニューヨーク・タイムズの記事とかが引用されてお話を出でましたけれども、やはりこれまでの、金融問題についてももう何年も放置してきて適切な対応をとらなかつた、あるいは増税や緊縮財政などの政策、こうした経済政策の誤りが今までの日本の経済について大変な状況になつてきた原因の一つであるというふうにその記事では私は見ましたけれども、そういうふうに述べられておりまして、総理の率直な御意見、私も全く同感でございます。

そこで、総理、今日の我が国の置かれている非常に深刻な経済情勢、どのように御認識になつておられるのか、また、その原因をどういうふうに考えられているのか、また、これまでの内閣においてとられてきましたマクロ経済政策、金融問題の対応などについてどのように評価されているのか。

このニューヨーク・タイムズの記事では非常に率直な御意見をおっしゃつていただいたというふうに報道されておりますけれども、その辺につきまして総理の率直な御見解を伺いたいというふうに思ひます。

○小渕内閣総理大臣 我が国経済の最近の動向を

見ますと、アジア地域の通貨、金融市場の混乱、

金融機関の経営破綻などを背景にいたしまして、

個人消費を初めとした最終需要が低調になるなど、景気は依然として低迷状態にあり、現在極めて厳しい状況にあります。こうした状況は、今上

銀行の企業短期経済観測調査でも確認をされたと

ころでございます。

景気の低迷が長引いている背景には、金融機関

や企業の不良債権、日本の経済システムの制度疲

労、産業の空洞化などの問題があり、これらが景

気回復の妨げとなつてゐるものと認識をいたして

おります。

この日本の景気につきましては、従前、政府といたしましてもいろいろな対策を講じてきましたところでございます。総合経済対策につきましてもその実施に全力を挙げておるところでござります

が、実質的に、こうした中での第一次補正予算の執行その他につきましても、実態的にはその執行がややおくれぎみになつておるような点も、なかなか回復基調に至らない点の一つというふうに認識をいたしております。

そこで、お尋ねの、私が訪米いたしましたとき

にニューヨーク・タイムズでいろいろとお尋ねが

ありました。そのときに率直に申し上げましたのは、昨年の十二月に、私、外務大臣として訪米いたしましたときに、ルーピン財務長官から、日本

の金融システムのあり方につきましてもお話し

たいということで、お聞きをいたしました。当時

外務大臣でございましたので、この点につきまし

ても十分認識はいたしましたが、当時におきまし

ては、日本におきまして、財革法改正の問題等も

ございまして財政再建ということが最大の課題で

あつたということでおございまして、なかなか当時

として経済政策の大転換を図り得るという立場で

ございませんでしたので、自分自身の反省も込め

まして、私の内閣になりましてからは、この点に

ついて大きな転換を図り、減税あるいは第二次補

正予算の問題等に取り組んでおるということを率

直に申し上げたわけでござります。

そうしたもろもろの政策を打ち出すということ

によりまして、今御指摘のありました、大変厳しく

最善の努力をいたしていかないと改めて認識

をいたしておる次第でござります。

○小渕内閣総理大臣 最善を尽くしてまいつてお

る」と認識をいたしておりますので、誤りであった

ことを申し上げることはできないかと思ひます

が、適時適切に対応ができたかと言われれば、この点についての反省はいたしております。

○上田(勇)委員 今いろいろお話をいただいたの

ですが、これまでの政府のとつてきた財政政策、

マクロ経済政策についてどのようにお考えになつ

ているかというところは直接お話をいただけな

かつたのですけれども、昨日の新聞報道では、政

府が今年度の経済成長率をマイナス一・八%に修

正するという報道がございました。当初はプラス

一・九%ということがありますので、三・七%と

いう大幅な下方修正でございます。もちろん、いろいろな情勢等があつてのことではありますが、

このように三・七という大幅に修正するというの

は、やはり今年度あるいは昨年度から続いての経

済運営、経済政策、これに大きな誤りがあつたと

いうことではないかというふうに思つわけであります。

しかも、このマイナス一・八というのも、例え

ばIMFの経済見通しでは、これは年度と暦年の

違いがあつて単純に比較はできないにしても、マ

イナス二・五ともっと厳しい予測をされています。

このように、当初一・九、これは予算委員会あ

るいは各種委員会等でも我々野党が、本当に一・

九でけるのですか、経済対策、景気対策が不十分

なのにそんな経済成長率が達成できるのですかと

何回にもわたつて質問をし、ただしてきた点であります。

九でけるのですか、そのときに、いや、今の中の経済運営では達成できるんだということを、もちろ

んそういうふうにお考へなのでそういう数字を出

したのだと思うのですが、そういうふうにおつ

りますが、そのときに、いざ、今の中の経済運営

では達成できるんだということを、もちろ

んそういうふうにお考へなのでそういう数字を出



・私自身は、やはり短期といえども資本の移動の自由というのは、基本的には、殊に先進国の中では認められなければならないであろうと思つていますが、その結果としてああいうことが起つた。それはやはり受け入れ側の国のいわゆる監視と申しますかスーパー・ビジョンの体制とか、あるいは銀行の制度とかに不備があつたということもございましょう。

したがいまして、そういうものの整備はしなければならないし、しますが、そうして、ある極限の状態では短期的に制限するということはやむを得ないかもしれません。しかし、またみんなで何かそういう國を一緒になつてスペキュレーションから保護するような仕組みというのも考えられないものだろうか。いろいろな議論が恐らく展開をいたすと思います。

私自身は、そういういろいろな仕組みは確かにしなければならないが、しかし、その上でまだやはり、基本的に短期資本というものは、殊に先進国では移動の自由があるべきだというふうに考えて、申したいと思っております。

○上田(男)委員 時間なので、これで終わります。

○相沢委員長 これにて上田君の質疑は終了いたしました。

次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党的西田猛でございます。

実は、私はこの修正法案を手にいたしましたのがけさの零時でございまして、それまで一度も見たことがなかつたわけでございます。私は、初めてその法案をけさ零時に受け取りまして、朝まで一読させていただいて勉強させていただいたのでござります。

こういうことを申し上げるとなんぞございますけれども、このよう重大的な法律が、きょう出て会議にかけられ、衆議院を通過しようとしているということについて、私たちには、国民の側から見れば、この法案の内容について一度も検討するこ

となく本院を通過してしまうのではないかというふうに言わざるを得ないのであります。私がいたしましては、議会制民主主義の自殺行為ではないかというふうに思うのであります。ましてや、銀行の制度とかに不備があつたということもございましょう。

したがいまして、この処理なくしては、現下申しますかスケーパー・ビジョンの体制とか、あるいは銀行の制度とかに不備があつたということもございましょう。

したましても政府の法律案を提案させていただき、また、各野党におきましても十分な御議論をおこなはながら各党間での話し合いがなされ、そして、今日こうした形で御審議をいたく過程になつたわけでございまして、この処理なくしては、現下における日本の金融のシステムの再生が最も重要な課題であるということをございまして、政府として全力を挙げて今取り組ませていただいていることでございまして、そのことにつきましては、國民の各位も十分理解をいたしておると認識をいたしております。

さて、本来我が國の金融システム安定のための議論を行わなければならぬはずのこの臨時国会が、破綻金融機関処理のみの議論に終始していることはまさに残念であり、憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。預金者は預金保険によ

り全額保護されている、また、決済システムの維持に國や日本銀行が責任を持つて、デフォルトを起さないようにするのには当然であります。また、借り手は、中小企業信用保険公庫など信用保証制度を改革することによつて支援することが十分可能であります。政府は、金融機関が破綻したら大変なことになると預金者ではなくして、金融機関が破綻しても対応は万全であると言つていただきたかったわけでございます。

しかるに政府は、ある特定の金融機関を從来の仕組みの中で生き長らえさせようとするが余り、

この八月十一日以来、今日の十月の声を聞くにまで至つて、この特別委員会は紛議を行つてきました。

言わざるを得ないのでござります。

西田(猛)委員 本当にこの修正案は、なぜ長銀問題にばかり

この法案は野党的三党で提出したものでございました。民主、平和・改革、自由で提出したものでございまして、それに対する修正案がきょう出

てきました。ですから、これが所管の組織といふ

ことをおっしゃいましたけれども、私たち、当初

この法案は、なぜ長銀問題にばかり

この法案は、なぜ長銀問題にばかり

たしましても政府の法律案を提案させていただき

ます。

○西田(猛)委員 そこが問題なんですね。三十六

条または三十七条とおっしゃっているわけです。

我々が当初考へていたのは三十六条スキームだけのはずなんですね、債務超過のケース。わざわざ

今回これを書き分けているわけです。三十七条は、流動性危機の場合でもこの特別公的管理に入ることができるという規定をわざわざ設けられて

いるわけで、ここはまさに自民党案の肝である

ところであるわけなんです。したがつて、第一条の「目的」のところも、当初は、破綻した金融

機関を我々はどうこうしようと書いて

いるにもかかわらず、この「破綻した」というの

も取られてしまつていて。

それから、これは所管の組織といふ

ば、第七条中にある金融再生委員会規則と

いうのを主務省令に変えたというところも、これ

は私は非常に大きなことだと思うのですね。結

局、資産査定を公表する際に、つまりところは大

蔵省令に従つて資産査定の結果を公表するとい

うことになるのであります。これは、財金分離と

いうことを標榜していた割には、どうやらそのと

おりになつてない。

それから、第五章が、これはいわゆる公的ア

リッジバンク、これが全部新しく取り入れられて

いるわけですね。

それから、三十六条と三十七条の問題点につい

ては先ほど申し上げました。

そして、さら問題になるところは五十三条な

んですね。五十三条で、預金保険機構が金融機関

その他の者の資産を買取ることのため業務を行つことができるとなつております。その買

うことができる対象として、一項の二に

組合法に定める協同組合連合会とか、こういうも

のもの対象となつてきているということも新たな規

定でござります。

それから、さらに問題になるのが第五十六条な

と、三十七条に入る可能性が高いというふうに推測いたします。

○西田(猛)委員 そこが問題なんですね。三十六

条または三十七条とおっしゃっているわけです。

○枝野委員 金融の情勢は日々動いておりますので、現段階で確定的なことは申し上げられませんが、三十六条または三十七条のいずれかで特別公的管理に入るものと思います。現状で考えます

○小瀬内閣総理大臣 日本経済再生をさせると、まず日本において喫緊の課題として金融機関における不良債権の処理が行われなきやならぬ

と、三十七条に入る可能性が高いというふうに推測いたします。

九

んですね。これは資産の買い取り基準ですけれども、金融機関の資産を買い取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性を勘案して、適正にという言葉がありますけれども、定められなければならないということは、要すれば、買い取る資産が回収不能、ゼロ価値になるかもしれないということを考えて買取つたらいいよ、ということは安い値段で買っていいよなどということなんですね。これは、形を変えた公的資金の注入にはならないわけです。安い値段で買取ることができるようになります。まあ、後で御答弁願いたいと思います。

それから第六十条で、協定承継銀行、いわゆる公的ブリッジバンク等について、資金の貸し付け、債務保証、損失の補てんということも行うことができるようになつたということです。

それから、やはり一番問題になるのが第六十三条で、株式等の引き受け。これは、特別公的管理銀行の譲り受け銀行、受け皿銀行となつたものに対するもので、こういう株式の引き受け等ができるとうふうにしている点であります。

それから、おかしいのは第六十七条なんですね。「金融再生勘定の廃止」ですけれども、これは「金融再生業務の終了の日」として政令で定める日」ということになつております。したがいまして、二〇〇一年三月三十一日までに終わるのなら話はわかるんですけども、これは一体、いつまでも使おうとするという意思のあらわれか、このように考えざるを得ないわけであります。

七十二条です。これは、特別公的管理銀行に対する保護のために資金援助ができる。これは、十七兆円の方の特例業務勘定のお金、これもつぎ込んで資金援助をすることができる、こういうふうな規定にまでなっているわけです。

要するに、今申し上げたように、何でもありといふうなところなんですね。したがって、それを端的に言いますと、まず第一に、我々野党案では破綻金融機関の清算整理のための法律であつた、ところが修正案では、破綻であることを認め

ないままに特別公的管理に入ることができるとしている。この点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○枝野委員 この間、実務者協議など、途中まで自由党さんもお加わりになつていましたが、そのところで一番問題になつてきました破綻という言葉の定義が人それぞれ違つてお使いになられていました。破綻金融機関以外の金融機関を特別公的管理に入れることができますけれども、ちょっとの定義によつては、自由党さんも合意をされた原案でも、破綻金融機関以外の金融機関を特別公的管理に入れるという原案になつておられます。

すなわち、破綻を法律上明確に定義しておりますのは、預金保険法の二条四項だけございます。預金保険法の二条四項は、「この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのあるシスティックリスクを指しております「我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態」でございます。また戻らせていただきます。「を生じさせるおそれがあり、確認させていただきますと、これはいわゆるシスティックリスクを指しております「我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態」でございます。また戻らせていただきます。「を生じさせるおそれがあり、次が「かつ」となっております。これは「かつ」でございます。「かつ、国際金融市场に重大な影響を及ぼすこととなる事態を生じさせるおそれがあること」、システィックリスク、さらに国際金融市场に対しても大きな影響を及ぼすと見られるとき、再生委員会が当該行に対して認定をするという大変厳しい縛りをかけております。そのような事態が発生したときは、この三十七条によりまして再生委員会が、また再生委員会ができるまでは内閣総理大臣が個別行の問題に対処をされるものと確信をする次第でございます。

○西田(猛)委員 今、石原委員、それからあと枝野委員のお答えを聞いていてもわかるように、例えば長銀という特定の銀行に対してどういうふうに対処していくのかということについて、非常にばらつきがあるわけですよ。今の時点では言えないと、三十六条を使うのではないだろうといふことは言っておられるけれども、しかし他方、民主党の菅代表は、長銀についてはもう破綻しないまま破綻処理をするということについて、石原委員から御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○石原委員 先ほど西田委員御指摘いただきまし

たように、新法の三十六条と三十七条が大きく違います。この点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○枝野委員 この間、実務者協議など、途中まで自由党さんもお加わりになつていましたが、そのところで一番問題になつてきました破綻という言葉の定義が人それぞれ違つてお使いになられていました。破綻金融機関以外の金融機関を特別公的管理に入れることができますけれども、ちょっとの定義によつては、自由党さんも合意をされた原案でも、破綻金融機関以外の金融機関を特別公的管理に入れるという原案になつておられます。

すなわち、破綻を法律上明確に定義しておられるシスティックリスクを指しております「我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態」でございます。また戻らせていただきます。「を生じさせるおそれがあり、確認させていただきますと、これはいわゆるシスティックリスクを指しております「我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態」でございます。また戻らせていただきます。「を生じさせるおそれがあり、次が「かつ」となっております。これは「かつ」でございます。「かつ、国際金融市场に重大な影響を及ぼすこととなる事態を生じさせるおそれがあること」、システィックリスク、さらに国際金融市场に対しても大きな影響を及ぼすと見られるとき、再生委員会が当該行に対して認定をするといふ大変厳しい縛りをかけております。そのような事態が発生したときは、この三十七条によりまして再生委員会が、また再生委員会ができるまでは内閣総理大臣が個別行の問題に対処をされるものと確信をする次第でございます。

○西田(猛)委員 そうしたら、今までこの金融特別委員会の中で長々と長期信用銀行の問題をいろいろな委員が議論してこられたのは、一体何だったのですか。長銀は一体破綻しているのか、していないのか。国民経済的な観点からあの銀行に対してどのように対処していくのかということのたまに、本当にいろいろな党の方がいろいろな数字を、いろいろな情報を集められて議論をしてこられたわけですね。そうしたら、八月から十月までになつてしまつたわけです。それがこのような形で決着を見ると、そのことは、やはりあくまでも何と申しますか、あいまいなままで収束を図つていいこうということにはかならないのではないかというふうに思つてます。だつた三十六条なんじやないですか。

そこで、きょうは政府サイドにも来ていただきたいと思いますけれども、もう一度この締めくく

ますように、まず、西田議員のおっしゃる破綻とは何なのかといふことなんですね。破綻というふうに定義なくおっしゃられれば、預金保険法の破綻銀行の定義の破綻ということになりますが、それだとすると、三十六条でも、破綻してない銀行は三十六条を使えます。

○西田(猛)委員 そうしたら、御党の代表が言われた破綻というのはどういう意味なんですか。されだとすると、三十六条でも、破綻してない銀行は三十六条を使えます。

○枝野委員 特定銀行の資産状況に対しても政治家の発言ですので、特に議事録に残りますので、慎重に申し上げるべきだと思いますが、一般的に破綻状態といふような言葉を使つときに、多くの政治家が、私自身も含めて使っておりましたのは、実質的にきちんとした資産査定を行つた場合には債務超過になると見込まれる蓋然性の高いように、三十六条は債務超過といふことを俗に多くの方が使っておられて、そうした場合には、三十七条でも三十六条でもどちらでもあります。逆に、再生委員会が当該行に対して認定をするといふ大変厳しい縛りをかけております。そのような事態が発生したときは、この三十七条によりまして再生委員会が、また再生委員会ができるまでは内閣総理大臣が個別行の問題に対処をされるものと確信をする次第でございます。

○西田(猛)委員 そうしたら、今までこの金融特別委員会の中で長々と長期信用銀行の問題をいろいろな委員が議論してこられたのは、一体何だったのですか。長銀は一体破綻しているのか、していないのか。国民経済的な観点からあの銀行に対してどのように対処していくのかといふことのたまに、本当にいろいろな党の方がいろいろな数字を、いろいろな情報を集められて議論をしてこられたわけですね。そうしたら、八月から十月までになつてしまつたわけです。それがこのような形で決着を見ると、そのことは、やはりあくまでも何と申しますか、あいまいなままで収束を図つていいこうといふことにはかならないのではないかというふうに思つてます。だつた三十六条なんじやないですか。

りで聞きますけれども、長銀の検査は今終わって

いるのですか。

○野中國務大臣 お答えいたします。

検査が終わったという報告は受けておりません。

○西田(猛)委員 そうしますと、十月一日でした

か、きのうの朝刊だったと思いますが、九月末の

自己資本比率の速報値を各大手行が公表しておりま

すけれども、長期信用銀行だけ公表しなかった

のか。なぜ長銀だけ速報値を公表しなかった

のか。いや、官房長官、お願いいたします。

○野中國務大臣 報道にありますように各行が公

表をしたという事実は、すべての金融機関について

ありません。報道は推測、観測記事だと聞いて

おります。

○西田(猛)委員 そうしますと、各紙、各機関が

それぞれに数値を算定しただろう、こういうふう

な官房長官のお答えかもしれませんけれども、そ

れにしても、数字が全部同じなわけですね。そこ

は官房長官、どういうふうに解釈しておられます

か。

○野中國務大臣 報道機関が観測して書かれた記

事であると聞いておりまして、各行は一切公表を

しておらないと承知をいたしております。

○西田(猛)委員 そういうふうに言われるのであ

れば、各金融機関にそれぞれ聞いてみないとわから

ないわけありますけれども、しかし、いすれ

にしる、この金融特別委員会の中で長く議論が行

われてきた、そのことは、果たして国民の税金で

つくった十三兆円という勘定の中から長期信用銀

行にお金を入れていいのかどうかということであ

りまして、今回の法律でその十三兆円は廃止とい

うことになるのですけれども、これは国民の皆様

に明らかにしておかなければいけないのは、しか

めができます。

そして、これは附則の第五条あるいは第七条で

はつきり言っているわけですね。特に第七条、

「法律の施行の際、旧金融機能安定化法第十条に

規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債

は、金融再生勘定に帰属するものとする。」と

名前を変えた衣がえである。もちろん、違うとい

う意見もあるかもしれません。しかしそれは、法

律を、何というのですか、言葉でとらえる話で

す。実態として見ればこれは衣がえにすぎない。

これは、全くスキームが変わつていらないわけです

ね。

○枝野委員 じや、意見を言つてみてください。

○枝野委員 それはちゃんと法律を読んでいただ

きたいと思っております。特に旧金融機能安定化

法の条文その他をきちんと読んでいただかないと

理解を間違えると思いますが、例えば、附則七条

にあります金融再生勘定に移るという規定は、既

に金融機能安定化法で、残念ながらござります

が、ことしの三月に資本注入などが行われております。この行わたるもの今すぐ返せということ

は、これは逆に現実的ではございません。その部

分について、つまりお金が既に出てしまった部分

については引き継ぎがないわけにはいきません。し

かし、残りの部分は全部、基本的には交付国債と

政府保証であります。保証についてはお金は出で

おりません。そして、その保証に基づいてお金を

出すということは廃止をされます。

○西田(猛)委員 したがって、既にことしの三月に出ているお金

以上のお金は、この七条がありましても出ていくこ

とはありません。法律を読めば当然のことであ

ります。したがいまして、衣がえということは全く當

たらない。既に出ていったお金については引き継

ぐのは当然のことだと思いますが、どういう解釈

で引き継ぎということになるのか、全く理解でき

ません。

は言つているわけなんです。

次に、長銀処理についてですけれども、今回で

きました法律案によるところの特別公的管理による処

理には、合併、要するに営業譲渡は含まれないと

いうことによろしいのでしょうか。石原委員、いかがですか。

○石原委員 ちょっと質問を聞き漏らしたのでございますけれども。

○西田(猛)委員 もう一度言います。新しく修正法によるところの特別公的管理による処理には営業譲渡は含まれない、こういうことでよろしいですか。

○西田(猛)委員 営業譲渡は含まれるものと推察いたします。

○石原委員 同じ点について、枝野委員、いかがですか。

○西田(猛)委員 同じ点について、枝野委員、いかがですか。

○西田(猛)委員 むしろ営業譲渡が基本だと思いますが。

○西田(猛)委員 それはしかし、野党の当初の三党合意案からすると、若干かけ離れていると言わざるを得ないんじゃないですか。

○西田(猛)委員 例えば、今回の、破綻であることを認めないま

まに特別公的管理に入ることができますとし

た、これがまず基本ですよね、この修正案は。それから第二に、預金保険上の資金援助をも認めて

いる。それから第三に、破綻金融機関の処理でな

いにもかかわらず、営業の譲り受けまたは株式の譲り受けを行なう金融機関、いわゆる受け皿銀行に

も株式引き受け等の資金援助を行なうようにな

った。ここでの点は当初の案とは全然かけ離れているところでしょう。

○枝野委員 条文が非常に複雑になっております

ので、よくお読みをいただきたいのですが、株式の引き受けなどの部分のところ、営業譲渡などの

部分のところについて資本注入ができるという規定

が六十二条にございますが、そもそも、六十条の十一号でございますが、六十三条の規定により破

綻金融機関、承認銀行または特別公的管理銀行の

営業を譲り受け云々というところに括弧がついて

おりまして、「(第六十二条の規定による損失の補

てん又は第七十二条の規定による特例資金援助を

受けた特別公的管理銀行に限る。第六十三条にお

いて同じ。」というふうに書いております。

この規定、括弧の中はどういう意味かとい

ますと、債務超過状態になつて、債務超過になつたことによって預金者を保護するために預金者保

護の十七兆円スキームからお金を入れなきならなくなつたということが、この括弧の中にあります六十二条または七十二条で資金が入つた場合と

いうことです。そこに限定をされています。途中で債務超過となることが明らかになります。つま

なつた場合でしか六十三条は働かせん。したがつて、原則的に従来の場合と同じであります。

(山本(有)委員長代理退席、委員長着席)

○西田(猛)委員 それが、石原委員、いかがですか。

○枝野委員 むしろ営業譲渡が基本だと思いますが。

○西田(猛)委員 それはしかし、野党の当初の三

党合意案からすると、若干かけ離れていると言わざるを得ないんじゃないですか。

○西田(猛)委員 例えば、今回の、破綻であることを認めないま

まに特別公的管理に入ることができますとし

た、これがまず基本ですよね、この修正案は。それから第二に、預金保険上の資金援助をも認めて

いる。それから第三に、破綻金融機関の処理でな

いにもかかわらず、営業の譲り受けまたは株式の譲り受けを行なう金融機関、いわゆる受け皿銀行に

も株式引き受け等の資金援助を行なうようにな

った。ここでの点は当初の案とは全然かけ離れているところでしょう。

○枝野委員 条文が非常に複雑になっております

ので、よくお読みをいただきたいのですが、株式の

引き受けなどの部分のところ、営業譲渡などの

部分のところについて資本注入ができるという規定

が六十三条规定によりますと、そもそも、六十条の

十一号でございますが、六十三条の規定により破

綻金融機関、承認銀行または特別公的管理銀行の

営業を譲り受け云々というところに括弧がついて

おりまして、「(第六十二条の規定による損失の補

てん又は第七十二条の規定による特例資金援助を

受けた特別公的管理銀行に限る。第六十三条にお

いて同じ。」というふうに書いております。

他方、長期信用銀行内における、三月時点で配

当したというふうな行為、それから商法上の行為などについて、先般、九月二十二日でしたか、参

議院の法務委員会で、自由党の平野委員が大臣に、どのようなお話を聞いていたいたいだと思いま

たところ、法務大臣は、私に対する答えるよりもかなり突っ込んだ、関心を持っているというお答えをされた議事録を私は見ました。その間どういう変化に接しられたのかをお話しいただきたいと思います。

○中村國務大臣 お答えいたします。

前回、委員の御質問にお答えいたしました趣旨は、背任罪または特別背任罪、すなわち他人を利用するか本人を害するかとか、自分の会社を害するかとか、そういうことがあった場合には特別背任なり背任罪の適用があるということを一般論として申し上げたのであって、配当したとかしないとか、そういうことが特別背任に当たるとか背任に当たるとかいうことを申し上げたんじゃないわけです。

それから、参議院の答弁でございますが、法と証拠に基づいて、国民のいろいろな疑問にこたえべく、誠心誠意、厳正に検査をしてまいりところでございますということを答弁申し上げました。ただ、その後、政府としては、今、先ほどから話題にもなっております金融監督庁で調査をしております。また、住専処理機構もあれば整理回収銀行もありますし、内容をよく調査している監督官庁がござりますから、やはり検査当局としては、そういうところの告発を待つて、協力をして捜査に当たるのが筋であろうという趣旨の御答弁をしたわけでございます。

○相沢委員長 質疑時間が終了しておりますので、御協力願います。

○西田(猛)委員 では、終わります。

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

この金融再生法案の修正というのは、これまでの経過からいっても、また内容からいっても、私たちは、見過ごすことができない非常に大きな問

題を含んでいるというふうに考えております。

経過から言いますと、九月九日以降、修正協議の公式の場として理事会に設置された理事協議会において内容的な協議が行われたのはわずか一週間程度でございました。九月の十八日の五党による党首会談、これがありますと、自民、民主、平和・改革の三党で合意がなされたわけであります。

まず最初に小渕総理大臣にお聞きしますけれども、ちょうどこの合意の後、総理はアメリカにおいてになりましたが、長銀問題につきまして申され、破綻していくは合併できない、資本注入のスキームはぜひ必要、このようにお述べになっておられます。この考えは今回の修正案によって実現をした、このように考えておられるのかどうか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○小渕内閣総理大臣 私がニューヨークで記者会見で申し上げたことは、私はかねて、住友信託と長銀の合併について、民間企業同士で話し合いをされておりましたので、こうした形で金融の再編成が行われることは、日本の金融システムの安定ということにつながるという意味でそのことは望ましいことであり、かねて申し上げたことをそのままにしておきましたが、これが、まさにいたしましても、私としては、常々申し上げているとおり、金融システム全体の危機的状況は絶対に起こらないというかたい決意のものといたしまして、金融システムの安定に万全を期すべく全力を挙げていく所存でございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、適用できるスキームをつくる、こういうことでございましたが、今回の修正内容によつて適用できるスキームができる、このようにお考へだということですね。

○小渕内閣総理大臣 ですから、今申し上げましたように、その問題につきましては、これから各党間で話し合つてまいるということだろうと思つております。

○佐々木(憲)委員 いや、話し合いではなくて、この法律によりまして適用できるスキームができる、こうお考へかと聞いているわけです。

○小渕内閣総理大臣 今般まとまりました法律案がございますが、これは国会を通じていただかなればならぬと思いますが、その後の経過の中で、この問題をどう取り扱つかにつきましては、これまで与野党間で、今次まとまりました法律案を前提にいたしましていろいろと御論議があるものと理解しております。

○佐々木(憲)委員 どうも私が質問していることの正面からお答えにならないわけであります、それでは具体的にお聞きをしていただきたいと思いま

たと思うのですが、今度のスキームで、この修正内容によってそれが可能になった、このように認識されているのかどうかという点をお伺いしておきます。

○小渕内閣総理大臣 段々の経緯がありまして、私自身も与野党の熱心な協議等を注視させていた

だいてまいりましたが、長銀問題につきましては、与野党の合意におきまして、これに適用できました新法が成立し、新しい利用可能な枠組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で対処することとされておりま

す。政府としては、与野党合意を踏まえた、修正された新法が成立し、新しい利用可能な枠組みのもとで対処することを望んでおります。

いずれにいたしましても、私としては、常々申し上げているとおり、金融システム全体の危機的状況は絶対に起こらないというかたい決意のものといたしまして、金融システムの安定に万全を期すべく全力を挙げていく所存でございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、適用できるスキームをつくる、こういうことでございましたが、今まで、金融システムの安定に万全を期すべく全力を挙げていく所存でございます。

そこで、具体的にお聞きしますけれども、修正案の提出者の方々にお伺いをします。

まず一つは、金融再生法案の第八条でございまます。ここで、金融管財人による管理の開始事由に「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切である」という内容が新たにつけ加わっております。

そこで確認したいのですが、「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切」という金融機関といふのは、これはもちろん破綻前の金融機関のことだと思います。ここがでしゃいます。

○石井(警)委員 いや、これは第八条はあくまでも破綻した金融機関の扱いでございまして、今おつしやいました第一項の第一号につきましては、その破綻した金融機関の業務の運営が適切ではなかった、こういう銀行に対して適用する、こ

とです。

この間の経過からいいますと、まことに私は残念だと思っておりますのは、合意があつた自民、

民主、平和の三党の間では実務者会議が繰り返さ

れておりますけれども、実質的な協議は理事協議会ではほとんど行われなくなりまして、自由、共

産、社民の三党が事実上外されるような形になり

ました。正規の場である理事協議会では、経過報

告はもちろんありましたが、内容についての十分

時間をとった説明はございません。

それで、具体的に私たち野党としては、この間

二つの点で一致して行動をしてきたつもりでござ

います。一つは、長銀については税金投入は認め

ない、二つ目には、その根拠となる十三兆円の公的

資金投入の仕組みは廃止する、もちろんその復活

は許さない、これが三党の修正協議で一体どのよ

うな扱いになつたのか、これが大変重要なことでござります。

そこで、具体的にお聞きしますけれども、修正案の提出者の方々にお伺いをします。

まず一つは、金融再生法案の第八条でございま

ます。ここでは、金融管財人による管理の開始事由に

「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切である」という内容が新たにつけ加わっております。

そこで確認したいのですが、「当該金融機関の

業務の運営が著しく不適切」という金融機関とい

ふるのは、これはもちろん破綻前の金融機関のことだと思います。ここがでしゃいます。

○佐々木(憲)委員 石原理事はいかがお考えで

しょうか、この点は、同じですか。

○石原委員 第四章、金融管財人による管理の第八条第一項を御指摘になつての御質問だと思いますが、私も、これは今御答弁いたいた石井

理事のお考えと同感でございます。

○佐々木(憲)委員 この条文は「著しく不適切であること」と、こうなつてある。不適切であつた、破綻した銀行とはなつておりませんので、これは当然、間口は破綻周辺まで含むのじやありませんか。

枝野さん、いかがですか。

○枝野委員 八条の柱書きをお読みをいただきまして、そのところになつております要件は、「金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて」となつております。この「あつて」の前までは、要するに從來の一般的な破綻と言われている要件であります。破綻した場合であつて、なおかつ一号または二号のどちらかに該当することということでございますので、一般的に言われている破綻した金融機関についてであります。こので、破綻と破産は違いますので、破綻をした金融機関にも從来の取締役が取締役として業務執行権を金融整理管財人が入るまでは持つていて、そつすると、從来、不適切な人たちに破綻した銀行の整理を不適切に行われてはたまらないということでこの一号が入つたという趣旨でございます。

○佐々木(憲)委員 それでは、三十七条の特別公的管理の問題ですが、つまり、一時的国有化の対象となる銀行の規定であります。ここでは、銀行がその業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止すると認める場合、特別公的管理開始の決定ができるものとされています。このおそれが生ずるわけですが、いかがでしょうか。

○枝野委員 今の破綻はといふ言葉は、多分預金保険法で言う破綻ということと同義かといふふうに思いますが、破綻そのものにはぎりぎり該当し

ていなければ、そこに限りなく近い状況をそ

の直前の段階で特別公的管理に入れるというよう

な趣旨でございます。

○佐々木(憲)委員 今御答弁で明らかになつた

ように、明確な破綻後ではなくて、破綻の直前の銀行もこの対象になるということでございます。

したがいまして、破綻後に限定をしていた従来の野党三党の原案よりは対象が若干膨らんでいると

いうことが確認できると思います。

それで、次の次に長銀の問題であります。長

銀は現状は既に債務超過というふうに判断をされ

ているのかどうか、この点について石原議員のお

考へをお聞かせいただきたいと思います。

○石原委員 先ほども御答弁させていただきまし

たが、政治家が一委員の立場で個別行の債務の状況等を知り得るわけもございませんし、また、知り得たとしても、そのようなことをこのような公

の席で申すことは不適切であると考える次第でござります。

○佐々木(憲)委員 それでは石井議員にお聞きし

ますが、八月二十七日の石井議員の議事録を見せていただきましたが、債務超過ではないとおつ

しゃつてているが、実際はもうほとんどつぶれか

かっている銀行ではないか。つぶれかかっている

銀行を公的資金で救うというのか、この枠組み

は、非常に疑問に思われるを得ません、このよう

に発言されておられるわけですが、長銀の現状を

どのようにお考えですか。

○石井(啓)委員 その議事録でお読みいただ

たように、私個人としてはつぶれかかっている銀

行と理解をしております。

○佐々木(憲)委員 それでは、つぶれかかってい

る銀行をいわば特別公的管理という形で一時国有

化、つまり、まだ破綻をしていないその以前の段階で公的管理に移行をする、こういうスキームになつてゐるわけでございます。このことは、結局

たところではつぶれかかっている銀行をいわば公的に抱え

てこれを救うということにもつながることになる

のではないか、そういう疑問を持つわけであります

す。今、例えば長銀に対して特別公的管理銀行にこ

れを移行させていく、そしてそれを、不良債権は

公的資金で、いわば日本版RTCによって不良債

権を買収する、それから資金援助を行うというこ

とも可能になっているわけであります。それか

ら株の譲渡という形で、いわば住友信託銀行に子

会社として移行させていく、これも可能、そし

て、子会社となつたその銀行を親会社が合併する

ということも可能というスキームが非常に明確に

見えてくるわけでございます。

そういう意味で、これは、最初に小渕総理が

おつしやつておられました、長銀は破綻させずに

住友信託銀行と合併させていく、その合併させて

いくという筋道がこの法律によつて可能となつた、こういうふうに言えると思うわけですねけれども、この点、総理大臣、小渕総理もそのようにお

考へかどくかお聞きをしたいと思います。

○小渕内閣総理大臣 極めて重要な問題でござ

りますが、いずれにいたしましても、合意されたこ

のスキームの中でこれからお話し合つていただ

るものと理解をいたしております。

○佐々木(憲)委員 どうもよくわからぬ答弁で

すが。

宮澤大蔵大臣にお聞きします。

この修正法案によつて特別公的管理に長銀が入

る。その長銀が一定の不良債権の処理などをを行い

まして、株式を住友信託銀行に譲渡をする、住友

信託銀行は子会社としてそれを抱える、こういう

ことはこれで可能になつていくわけですが、そ

ういう子会社を合併していく、この筋道はこの修正

法案によつて可能となつてゐると思いますが、い

は感じておりますけれども、むしろ、条文をき

ちつと御存じの立法者からはお聞き取りいた

だいた方がいいのだと私は思うのです。

○佐々木(憲)委員 私、非常に不思議だと思いま

すのは、これだけ明確な条文になつてゐるこの法

案を大蔵大臣が御存じない。どうということです

か、これは、大蔵大臣は全然見ていない。こんな

法案、ここで審議できませんよ。大蔵大臣も見て

いない、総理大臣も見ておられない、そんな法案

をここでできませんよ。だめですよ、これは。

○宮澤国務大臣 私が申し上げるのは、新旧対照表で見ておりますからと申し上げている……発言す

る者あり。

○相沢委員長 御静粛に願います。

○宮澤国務大臣 新旧対照表で見ておりますから

と。修正分を見ています。ですから今の点は、私は

おつしやるよう思いますけれども、むしろ、条

文をきちんとお持ちの立法者からお聞き取りいた

だいだらどうかと申し上げている。新旧対照表は

あるのです。

○佐々木(憲)委員 対照表はあるけれども、法案

そのものはない、見ていない。これで一休この審

議ができるのですか。おかしいじゃないですか。

○佐々木(憲)委員 旧法があれば、新旧対照表と对照すれば読めるのですから、それは持つていな

とは申しませんけれども、旧法とあわせて見ない

と答えられませんからと、そう申し上げた。

○佐々木(憲)委員 法案は、できたのは昨夜であ

ります。昨夜の夜中に私どもはこの法律をいただ

きました。その法律を見ておられないといふ。(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 しかも、二時間でこれを審議

して通せなんというのとはとんでもない話だ。だめ

だよ、こんなのは。こんな法律を、全然政府も何も知らない間に、これを二時間審議して、それで

通せというのほんでもない。(発言する者あり)

○相沢委員長 御静粛に願います。

○佐々木(憲)委員 私は、絶対にこれは許すこと

ができません。

○枝野委員 この法案は衆議院の議員立法として提案をされまして、今回も議員からの修正として提出をされております。この間、特に私ども原案提案者の立場といたしましては、いわゆる大蔵省による金融支配の従来の経緯を踏まえまして、可能な限り大蔵省に口を出させないように、可能な限り大蔵省には物を伝えないように意識してやつてきました。これが正しいと思っております。

○佐々木(穂)委員 議員提案と言いますが、これは三党の共同提案でしょう。ということは、宮澤大蔵大臣も当然自民党的最高責任者であられるし、小渕総理大臣が一番の責任を持っておられる方でありますから、最高責任者がこの法案を全然見ていない、そんなでたらめなやり方がありますか。問題にならないよ、これは。それで二時間で通せなんというのはとんでもない話だ。許せない。

○相沢委員長 質疑時間が終了しておりますので、御協力を願います。

○宮澤国務大臣 再度申し上げておりますように、私どもは改正部分はいただいておりますけれども、との部分と改めてあわせませんとちょっとわからないものですから、それを申し上げているのです。

○佐々木(穂)委員 もう時間が参りましたので終わりますが、極めて重大な事態だと私は思いました。この点について厳しく私どもは問題点を指摘します。この点についてやる方で法案を通しておまらない、この点を申し上げて質問を終わります。

○相沢委員長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 金融再生委員会設置法案に規定されております金融再生委員会の委員長は、「國務大臣をもつて充てる」というふうになっております。金融再生委員会の所掌事務が大蔵大臣と金融再生委員会の共管というふうになつて立

場から、この國務大臣というものは私は専任であるべきだというふうに考えるわけでございますが、現在、總理と提出者両方に聞きしたいと思います。

○小渕内閣總理大臣 任命権は總理にあります。が、委員長の職務の趣旨を踏まえ、適任者を任命するものと考えております。

○池田(元)委員 濱田委員が今おっしゃったように、これは専任であるべると私も思いますが、これまで当委員会で、金融再生委員会というのは、この金融危機に当たりまして、金融行政に一元的に責任を負う、同時に行政の公正さを確保するという、そういう両者を兼ね備えた組織でありまして、大変重要な組織です。この危機に当たりましたり、金融再生委員長、國務大臣は、当然のことながら専任大臣を充てるべきだと思います。

○濱田(健)委員 提出者の池田委員からの回答を聞いてこの危機の認識も聞われるものと私は考えております。

○宮澤国務大臣 提出者のお尋ねに答えると、金額の判断であります。専任にするかどうかに

お答えいたします。

○佐々木(穂)委員 提出者の池田委員からの回答を聞いてこの危機の認識も聞われるものと私は考

えております。

○濱田(健)委員 同じ法律の中の五十三条、こ

とどける金融機関が公的資金で資産を買取ること

ができる金融機関ということで、イ、ロ、ハ、

ニというふうに書いてあります。イが被管理金融

機関、ロが協定承継銀行、ハが特別公的管理銀

行、そしてニのところでの他の銀行等となつて

おります。破綻後のスキームの中でこのその他の

機関というのは、ポンチ絵等も参考にもらつてい

るわけですが、どこに位置するのだろうかとい

うと見えます。また、不良資産等を公

て、まだ今、覚書の中の「国際会計基準を勘案し

て」ということで御質問ございましたが、現在、

資産の査定の区分について国際的に統一をしよう

というような動きもある、こういったことも勘案

してということでございまして、現在ございます

SEC基準等をそのまま使つてということではございませんので、御理解をいただきたいと思いま

す。

○濱田(健)委員 同じ法律の中の五十三条、ここで、預金保険機構が公的資金で資産を買取ること

ができる金融機関の件で、イ、ロ、ハ、

ニというふうに書いてあります。イが被管理金融

機関、ロが協定承継銀行、ハが特別公的管理銀

行、そしてニのところでの他の銀行等となつて

おります。破綻後のスキームの中でこのその他の

機関というのは、ポンチ絵等も参考にもらつてい

るわけですが、どこに位置するのだろうかとい

うと見えます。また、不良資産等を公

的資金で買取り、その金融機関をもし破綻状

況等にないのであれば助けるのではないかとい

うと見えます。

○枝野委員 まさに、この五十三条の二の部分が今回の修正が行われました部分で、実質的な中身の修正の数少ない大きな一点でございます。この二は、破綻とは基本的には関係なく、金融機関一般ということを指しております。もちろん、それが金融機関を救済するために税金を使うということがになつては困ります。

○濱田(健)委員 国民は、今つくろうとしている法律案は破綻後のスキームをつくるというふうに新聞、テレビで理解していると思うのですが、今枝野委員がおっしゃった回答された部分では、破綻後のスキームの中にあるけれども、この項目自体は、破綻していないといいますか、そうならない部分も織り込んだというふうに受けとめざるを得ないのですが、その主たる目的というのははどういうことだったのでしょうか。

○枝野委員 御指摘のとおりでございまして、しがいまして、第一條の「目的」のところも書きかえさせていただきまして、基本的には、全体的には、は破綻してしまった金融機関についての処理で混乱を起さないようになりますが、現在の金融システムの状況、信用秩序の状況を勘案いたしまして、不良債権を一刻も早く処理をしなければならない。

基準というのを特に明確に法律上設けさせていた

ここでは、最初は時価で買取るというよう

なことになりますが、時価といふことで

は若干高い値段がついてしまう可能性もあるので

はないか。不良債権を回収するわけではあります

で、当然回収不能になる部分も出てくるであろ

う。そういったことを勘案しても、つまりお金を

出す政府の側、預金保険機構の側が損が出ないよ

うな金額で買取らなければならない。それが、

回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ」という条項を

置きました。そいつた趣旨を明確にいたしました

た。先ほど逆の方向で誤解をした御質問が他の方からございましたが、この条項を置くことによりま

して、時価よりも低い、預金保険機構が損を

出さない、買取った価格以上で利息などを勘案

して、時価よりも低い、預金保険機構が損を

そして、その不良債権は、債権放棄などといふ形で、借りて返さない人が得をするようなことがあつてはならないというような状況の中で、国民的にも信頼を受けております中坊機関を改組強化する形で、そこに不良債権の回収を行わせる。そのことによつて、現在の銀行のバランスシートに載つております不良債権を処理していく。ただし、その処理の仕方のときには、税金で銀行を助けるようなことはしない。これで一刻も早く不良債権処理ということが進むようにという趣旨でこの規定を設けさせていただきました。

○濱田(健)委員 突つかかるようですが、であれば、今からつくられようとしている早期健全化のスキーム、どういう形になるかわかりませんが、これとの関係はどうなるのでしょうか。○枝野委員 早期健全化のスキームにつきましては、私ども、野党三会派というべきか二会派といふべきか、自民党側から検討協議をしたいというこの申し出を受けておりまして、それに対して検討協議をすることについては誠意を持つて行うとお答えをしておりますが、現時点でどういったものを提示してられるのか、新聞等でさまざま情報は流れ飛んでおりますし、実務者ベースである程度の下ごしらえなどころはござりますけれども、しかし、こういったものが早い段階でできるかどうか、あるいはどういう中身になるのか、全く予断を許さない状況でございます。

したがいまして、今の段階で問題ない、つまり、銀行を救うために税金を使うという形にならないことがはつきりしている部分で一致ができるところはこの部分に盛り込みました。これを早期健全化スキームという言葉の中に含めるかどうかというのは、これは言葉の定義の問題だらうと思いますが、そういう政治的ないろいろな配慮よりも、むしろ実態にできることで問題のないことは織り込んだという理解をしております。

○濱田(健)委員 時間がありませんので、先へ行きます。

これも覚書なんですが、財政、金融の完全分離

及び金融行政の一元化は、二〇〇〇年の一月一日までに施行という形で書かれていたようでございます。

○濱田(元)委員

昨夜の合意では、財政と金融の完全分離と金融行政の一元化は、次期通常国会終了までに必要な法整備を行い、二〇〇〇年一月一日までに施行するということでございまして、我々が本案で出しました四十三項目に上る再生委員会の所掌事務及び権限のうち、今回の修正案に入つております以外の条項はすべてその時点で再生委員会に移行するものと理解しております。つまり、金融破綻処理制度及び危機管理に関する企画立案を除く国内金融の企画立案、それから日銀に關すること、会計基準等にかかることは、すべて二〇〇〇年一月一日までに金融再生委員会の所掌となるというふうに理解しております。

○西川(知)委員

先にお答えいたします。

これは、特に規則制定権に関する立法府と行政

府との関係、どこまで立法府が関与できるかとい

うことでございますが、この趣旨は、立法府の関

与というものが行政府の規則制定権そのものを左

右するというような趣旨ではございません。

○相沢委員長

大蔵大臣の最後の回答をそのままお受けたいと思

います。

○西川(知)委員

これは、三党の意見を聞くというのが普通のやり方

かどうか。私たちは、つくられたものについて、それがいいのかどうかということを国会に諮られます。この時点で金融再生委員会に、言われております金融企画局等のすべての機能が移されていくことがあります。前倒しで二〇〇一年の金融庁設置がかかる。また、提出者いかがでしょうか。

○池田(元)委員

いかがでありますか。

○西川(知)委員

かと/or うに考えて、そこまでございませんが、大蔵大臣と提出者どうでありますか。

○濱田(元)委員

これが、三党で交わされたということで、それだけの意見を聞くものとする」とござりますけれども、提出者いかがでありますか。

○西川(知)委員

これが、三党だけにこういう、覚

きしつもございますから、なおさらその御意見を伺うことは当然だと思いますが、もとより、「そ

の意見を聞くものとする」とござりますけれども、その他の意見を聞くなどおっしゃつてあるの

ではないので、いろいろ御意見を伺わなければならぬと思っております。

○濱田(元)委員

大蔵大臣の最後の回答をそのままお受けたいと思

います。

○相沢委員長

これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

ただいま議題となつております各案中、保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措

置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保

される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関

する法律案及び両案に対する修正案並びに保岡興

治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るため

の関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手

続における現況調査及び評価等の特例に関する臨

時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機

能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融

再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正す

る法律案、金融再生委員会設置法の施行に伴う関

係法律の整備に関する法律案及び各案に対する修

正案についての質疑は終局いたしました。

○相沢委員長

この際、菅直人君外十二名提出、

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案

及び金融再生委員会設置法案について、国会法第

五十七條の三の規定により、内閣の意見を聴取い

たします。宮澤 大蔵大臣。

○宮澤国務大臣

菅直人君外十二名提出の金融機

能の再生のための緊急措置に関する法律案及び金

融再生委員会設置法案につきましては、三会派共

同の修正案が提出されていることにかんがみ、政

府としては両案について意見を申し述べるのは差

し控えたく存じます。

○宮澤国務大臣

この場合に、行政府は、公

式的ではなくとも、立法府の御意見を伺うとい

うことはしばしばございますし、この立法は殊

○相沢委員長 これより各案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。西川知雄君。

○西川(知)委員 私は、自民、民主、平和・改革を代表して、ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案外七法案に対し、賛成の立場から討論を行います。申すまでもなく、当面する経済情勢は極めて深刻な事態に至っております。この間、世界は、挙げて、金融機能再生に関する与野党協議の進行を見詰めてきたと言つても過言ではありません。

そうした内外注視の中、経済情勢立て直しのため、金融機能再生関連法案をどうしても成立させなくてはなりませんでしたが、本日こうして採決に至り、破綻処理等及び不良債権処理のシステムを策定することは、何よりもまず世界恐慌の回避のための一里塚を越えることができるのだと認識するものであります。

戦後初めて経験する未曾有の金融危機に際し、金融機関の破綻等についての多様な事態に当たり、金融整理事務人、ブリッジバンク、特別公的管理などさまざまな選択肢を備えて、最も効果的な対応がとれるようになります。そして、これにより、金融危機の象徴であった日本長期信用銀行の取り扱いについても、一定の道をつけたのであります。

この法案の成立が、現在の厳しい経済環境が好転へと向かうための大きなきっかけとなり、今後我が国が、景気回復、経済再生のための諸施策をとっていくことにより、一日も早い危機からの脱却を果たすことが必要なのであります。

以下、順次これらの法案に賛成する理由を申し述べます。

まず第一は、今回の修正案によって、言うまでもなく、金融システム安定化への道が実質的に大きく歩みを始めたことであります。

世界第二位の経済大国の金融不安が世界に与える影響を十分に理解し、共通の危機意識を持つた

与野党が国会の場で真剣に協議し、金融システム安定化の法案の成立にスクラムを組んだのであります。これで、世界の懸念に対しても、ともかくも安心感を提供できたと信じます。

理由の第一は、これらの修正案が、野党三会派が提出した対案を基礎として、与野党の英知を結集してつくり上げた法案であり、官僚、特に大蔵省の影響を排除し、国民の直接の請託を受けて責任をとるべき立場にある政治が主体となつてつくり上げたという点であります。

政府・与党が提出した法案が、從来の護送船団方式の枠から脱し得ず、政府のみから疑惑を呈すような内容であつたのに対し、我々野党三会派は、責任野党的立場から、現実的かつ実効性ある対案を提示し、その内容の妥当性を与党の方々も大きく認識された結果、その野党案を基礎として、与野党三会派合意の修正案ができ上がりました。

与野党の交渉の経緯の中においては、立場の違いはありましたがあつたが、金融危機に立ち向かうという共通認識のもと、熟意と誠意を持って協議に当りました。与野党がともに多くの困難を乗り越えて本日に至つたのであり、これら修正案自体は高い評価を与えられるべきものと考えます。

理由の第三は、これら修正案並びに与野党交渉の経緯の中において、かねて懸案であった財政と金融の完全分離あるいは金融行政一元化に関して明確に大きく踏み出したことあります。

日本型経済システムの転換にとって、財政と金融の分離は一つの大きな課題であります。先に金融庁の設置が決定を見ていたとはいうものの、その内容や展望について、あいまいさを多く残していました。しかるに、今回の修正案に

おいて、財政、金融の完全分離、金融行政の一元化の方向性が明確に規定されましたことは、今後も確信いたします。

反映するものが実現の運びとなったことであります。我が国の金融システムに対する国際的な信頼性を確保し、信用秩序の安定を図る観點から、資産査定の公表を実施することとなりました。国内の中小零細企業に対する信用取扱が助長されないよう、実施時期、公表内容等について十分な配慮を行つものとして、めり張りをつけた効果的な情報開示を目指しております。

本来、我が国の金融システム安定のための議論を行わなければならぬのは、この臨時国会が、破綻金融機関処理のみの議論に終始していることにはまことに残念であり、憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。

我が国経済に対する世界の懸念は、金融機関の不良債権の規模よりも、むしろその不透明な実態にあつたと言つても過言ではありません。日本経済が、その経済規模に比べ、世界の標準に照らして余りにも不可解だということが、疑心暗鬼となり、先行きに対する不安感を醸成している面が否認できなかつたからであります。しかし、今回の修正案では、それらの懸念に対する明確な回答を用意できたと信じます。

以上、修正案に賛成する主な理由を申し述べました。

また、これら金融機能再生に関する修正案とともに、金融機関の不良債権の処理に当たつて重要な意義を持つものが、サービサーの導入や競売制度の整備等の関連法典であります。土地の流動化こそが、まさに不良債権の処理を促進する重要な決め手にはかならないと考えます。したがつて、これら土地流動化関連法案に賛成いたすものであります。

なお、この際、修正案を共同提出する立場から、当面する金融危機回避への大きな入り口として、他の野党の諸君にも、ぜひとも御賛同いただきますようお願いし、私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました法案のうち、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を除くすべての法案の原案と修正案に賛成し、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案については、原

案に賛成、修正案に反対する立場から討論をいたします。

住専処理に端を発する不良債権処理策の誤りと政府の不良債権処理の見通しのおくれが今日の金融不安を招いているのは明白な事実です。政府・自民党の金融政策は、隠れい、場当たり、先送りの連続であり、その失政のツケが今すべて国民に回されているのであります。

本来、我が国の金融システム安定のための議論を行わなければならないのは、この臨時国会が、預金者は預金保険により全額保護されておりまます。また、決済システムの維持に國や日本銀行が責任を負つて、デフォルトを起こさないようにする保険公庫など、信用保証制度を改革することに言わざるを得ません。

預金者は預金保険により全額保護されておりまます。また、決済システムの維持に國や日本銀行が責任を負つて、デフォルトを起こさないようにする保険公庫など、信用保証制度を改革することによつて支援することが十分可能です。政府は、金融機関が破綻すれば大変なことになると言つてはなく、金融機関が破綻しても対応は万全であると言つていただきたい。

自由党は、破綻金融機関の処理方策も大切だが、金融システム安定化策はもつと大切であると言つてはいた。金融問題を政治問題としてしまったのは、政府・自民党にはかなりません。破綻金融機関は、長銀の救済を金融システム安定化策として行うことにはだり続け、無用の混亂を生じさせました。金融問題を政治問題としてしまったのは、政府・自民党にはかなりません。破綻金融機関は清算するべきであります。

野党三党は、破綻金融機関を整理、清算するための法律を提出いたしました。その後のいわゆる実務者協議における各党関係者、特に民主党、平和・改革の御努力には心から敬意を表しますが、自民党実務者からの修正案内容説明は、余りにも当初の野党三会派からかけ離れているものであります。

以下、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の修正案に反対する理由を申し述べま

す。

まず第一に、野党三党案は破綻金融機関の清算、整理のための法律であるにもかかわらず、修正案では、破綻であることを認めないままに、特別公的管理に入ることができるとしていることがあります。

第二に、野党三党案では、特別公的管理下にある金融機関に対し、金融再生勧定から「その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。」としていたのに加えて、預金保険法上の資金援助をも認めていることがあります。

第三に、破綻金融機関の処理ではないにもかかわらず、営業の譲り受けまたは株式の譲り受けを行なう金融機関に、株式引き受け等の資金援助を行えるとしている点であります。

以上三点について、自民党的実務者より説明がありましたが、これらは生きたまま長銀を特別公的管理下に置き、資金を贈与した上で、生きたまま他の金融機関に全株売却するためのものであると明確に述べてあります。これらは、長銀に対する処理を念頭に置いたものではないかとの懸念をぬぐい去ることはできません。破綻金融機関を整理、清算するという野党三党案の原則から逸脱するものであります。

以上、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を除くすべての法案の原案と修正案に賛成し、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案については、原案に賛成、修正案に反対する理由を申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となりました金融機能再生緊急措置法案等八法案及びそれに対する六修正案に反対の討論を行ないます。

まず初めに、金融再生法案等四法案の三党派修正案を十分な審議も行なはずに短時間で採決しようとしていることに對し、強く抗議するものであります。本修正案は、自民、民主、平和・改革の実

務者協議の結果であります。その間、修正協議の正規の場である理事協議会には経過報告がなされ、その上、まとめられた修正案は、政府・自民党案にも野党三会派案にもなかった公的資金投入の新たな仕組みが盛り込まれ、それをわずか二時間の委員会質疑で採決しようとしているのであります。議会制民主主義をじゅうりんし、国会と国民を愚弄するこのような暴挙は、断じて許すことはできません。

修正案に反対する第一の理由は、金融整理管財人による管理や特別公的管理への移行の要件を緩和し、破綻した金融機関だけでなく、破綻前の金融機関に対しても特別公的管理を認めようとしていることであります。これは、金融機関救済のための公的資金投入そのものであつて、公的資金投入は預金者保護に限るとした野党三会派の從来の主張に真っ向から反するものであります。このことによつて、長銀を破綻認定なしに特別公的管理制度の名で国が丸抱えをする、公的資金を投入する道が開かれしていくわけであります。民主党、平和・改革自身が、長銀処理に当たつて、破綻している銀行を破綻していないと称して対処することは最も不明朗なやり方と批判していただけます。

第二は、破綻せずに特別公的管理に入った銀行を引き継ぐ銀行に対しても資本注入の道を開いたことであります。

三野党原案では、破綻した銀行の受け皿になる銀行に限つて資本注入を認めていましたが、この修正によつて、長銀を引き受けける住友信託銀行のような銀行にも資本注入ができるようになります。まさに長銀処理の入り口から出口まで、すべて税金で対応できるようなスキームができ上がるのです。

第三は、整理回収機構による不良債権の回収の対象を、被管理銀行やアリッジバンク、破綻前銀

行にも適用される特別公的管理銀行のみならず、一般金融機関にまで拡大していることであります。これは、果てしない税金投入に道を開いて、預金者保護という從来の建前すら投げ捨てた露骨な金融機関救済と言わなければなりません。したがつて、このような修正案は、断じて認めるわけにはいかないのであります。

これに對し、我が党提出の金融機能正常化法案は、これまで設けられてきた税金投入の仕組みをすべて廃止をし、預金保険機構の資金を預金保険料の引き上げで賄おうというものであり、銀行業界に自己責任、自己負担を求めるものであります。この原則を貫いてこそ、金融業界の中に自己規律が働き、国民の立場に立った金融システムの安定化と信頼の回復を図ることができるのです。

他のサービス法等四法案とそれらに対する二修正案についてもいずれも反対であることを表明いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております野党提出の金融機能再生関連四法案及び自民、民主、平和・改革の修正案と自民党提出の衆法四法及びその修正案に對し、賛成の討論を行ないます。

賛成討論ではありますが、まず冒頭、このたびの自民、民主、平和・改革三党による修正協議がおくれ、最終合意が今日に至つてしまつたことは、現下の状況にかんがみ極めて遺憾であります。そのため委員会での審議時間を大きく制限するなどということは、本来、議会制民主主義とは相入れないものであり、あつてはならないことがあります。このことが今後決して先例とされることがないよう、冒頭で強く主張するものであります。

第一の理由は、破綻処理スキームにおいて、政府提案によるアリッジバンク方式も加えられたものの、国による株式の買い取り、特別公的管理が中心的柱になつてゐることです。これは我が党の、国営の再編銀行による管理と同じ内容のものであります。

第二の理由は、破綻金融機関の経営者と株主の責任が明確に規定されていることです。破綻金融機関の経営者は全員解任され、刑事上、民事上の責任も問われる仕組みとなつており、株主としての権限も預金保険機構に移されることになつています。こうした措置が必要であることは、我が党も強力に主張してきたところでございます。

第四の理由は、情報の開示、経営責任の追及、善意かつ健全な借り手に対する融資基準作成など

の仕組みをつくったことによって、借り手や貸し手のモラルハザードを防止できる仕組みができた  
とおうとあります。

最後に、この関連四法案が成立すれば、金融機能安定化緊急措法は廃止されることになります。

か、それにかかる金融機関の早期健全化スキームが早急に確立されるよう希望しますが、この健全化スキームが金融機能安定化緊急措置法と同じよ

うなものにならぬよう、すなわち、個別銀行の救済のような、国民の不信を招くようなものとならないようこそすべきであるということをつけ加えま

以上、金融関連四法案と自民提出衆法四法の即

時成立を期し  
賛成討論を終わります。（拍手）  
○相沢委員長　これにて討論は終局いたしまし  
た。

○相沢委員長 これより採決に入ります。  
まず、保岡與台君外三名提出、賃雇管理回収業

に関する特別措置法案について採決いたします。まず、保岡興治君外五名提出の修正案について

採決いたします。  
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○相沢委員長　起立多数。よつて、本修正案は可  
決されました。

案について採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。

○相沢委員長 起立多數。よつて、本案は修正議  
決すべきものと決しました。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案について採決いたします。

するも御案にしてお涉りかしきて、まず、保岡興治君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可  
決されました。

まず、津島雄二君外七名提出の修正案について  
採決いたします。

○相沢委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○相沢委員長 起立多數。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたい

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、  
「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

○相沢委員長 次回は、公報をもってお知らせす

こととし 本日は これにて 散会いたします

## 金融機能の正常化に関する特別措置法案

目次

## 第二章 金融機関の財務内容等の透明性の確保 (第四条・第五条)

## 第四章 預金保険機構の業務の特例(第一二二条) 第一二二条(第一二二条)

## 第五章 雜則(第二十九條—第三十條) 第六章 罰則(第三十一條—第三十五條)

附則 第一章 總則

**第一条** この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するにともない、金融機関の改善のため多額の公的

資金が投入されている状況にあることにかんがみ、金融機関の自己責任の原則にのつとり我が

国の金融の機能の安定及びその正常化を図るために、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、

もに、金融機関の貸付けの投機性等を明らかにした金融機関の財務内容の開示並びに破綻した金融機関の預金保険機構(以下「機構」という。)による管理及び承継銀行の設立の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「銀行」とは、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第一条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第一条に規定する長期信用銀行をいう。

2 この法律において「金融機関」とは、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一条第一項に規定する金融機関をいう。

3 この法律において「預金等」とは、預金保険法第一条第二項に規定する預金等をいう。

4 この法律において「預金者等」とは、預金保險法第二条第三項に規定する預金者等をいう。

5 この法律において「被管理金融機関」とは、第六条第一項の規定により機構による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

6 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行をいう。

(金融機関の破綻処理の原則)

第三条 我が国の金融機能の安定及びその正常化を図るために、金融監督委員会が講ずる金融機関の破綻に対する策は、次に掲げる原則によるものとし、平成十三年三月三十一日までに実施するものとする。

一 金融機能の安定及びその正常化を図るために、自己責任の原則にのつとり金融機関の負担によるべきものとすること。

二 預金者等を保護するものとすること。

三 金融機関の金融仲介機能を維持するものとすること。

四 金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。

第二章 金融機関の財務内容等の透明性の確保

(資産の査定の報告)

第四条 金融機関は、決算期その他金融監督委員会規則で定める期日において資産の査定を行なう。金融監督委員会規則で定めるところにより、その結果及び貸付資金の使途並びに回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況について資産査定等報告書を作成し、金融監督委員会(当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区画を地区とする信用協同組合である場合にあっては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする。)に提出しなければならない。

2 前項の「資産の査定」とは、金融監督委員会規則で定める基準に従い、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいう。

3 この法律において「預金等」とは、預金保険法第一条第二項に規定する預金等をいう。

4 この法律において「預金者等」とは、預金保險法第二条第三項に規定する預金者等をいう。

5 この法律において「被管理金融機関」とは、第六条第一項の規定により機構による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

6 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行をいう。

(資産の査定の公表)

第五条 金融機関は、前条の規定による資産の査定を行ったときは、金融監督委員会規則で定めるところにより、その区分に係る資産の合計額及び貸付資金の使途別の合計額、回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況その他の金融監督委員会規則で定める事項を公表しなければならない。

(第三章 破綻した金融機関の預金保険機構による管理)

第六条 金融監督委員会(この項に規定する処分に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区画を地区とする信用協同組合である場合にあっては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする。)は、

る。第八条(第十五条第三項において準用する場合を含む。)、第十条、第十二条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第十四条第一項並びに第十五条第一項において同じ。)は、平成十三年三月三十一日までを限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であって、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる。

一 当該金融機関について、営業譲渡等(他の金融機関への営業若しくは事業の譲渡若しくは他の金融機関との合併又は他の金融機関若しくは銀行持株会社等に株式を取得されることによりその子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社)が行なわれる場合にあっては、当該子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。以下同じ。)となることのみなされる会社をいう。以下同じ。)が行われないこと。

二 その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

三 前項に規定する「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社

二 株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることについて同項の認可を受けた会社

三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四 株式を取得することにより長期信用銀行を

子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十一

六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることにつ

いて同項の認可を受けた会社

3 平成十三年三月三十一日までを限り、金融機関は、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、文書をもつてその旨を金融監督委員会(当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区画を地区とする信用協同組合である場合にあっては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては、金

融監督委員会及び労働大臣とする。)に申し出なければならない。

4 一の都道府県の区域を越えない区画を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事が当該信用協同組合に対して第一項の規定による処分をしたときは、直ちに、その旨を金融監督委員会に報告しなければならない。

(被管理金融機関の代表権等)

第五条 前条第一項の規定による機構による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び財産の処分を行なう権利は、機構に専属する。

商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七条(信用金庫法第四十九条、中小企業等協同組合法第五十四条及び労働金庫法第五十四条において準用する場合を含む。)、商法第二百八十一条ノ十、同法第三百八十九条(信用金庫法第五十二条第三項(同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。)、商法第二百八十九条ノ十五、同法第三百八十九条(同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。)及び労働金庫法第五十七条第三項(同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

中小企業等協同組合法第五十五条(同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。)、商法第四百五十五条(信用金庫法第六十条、中小企業等協同組合法第六十六条及び労働金庫法第六十五条において準用する場合を含む。)

商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七条(信用金庫法第四十九条、中小企業等協同組合法第五十四条及び労働金庫法第五十四条において準用する場合を含む。)、商法第二百八十一条ノ十、同法第三百八十九条(同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。)及び労働金庫法第五十七条第三項(同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十一

む)及び商法第四百二十八条(信用金庫法第二十一条、中小企業等協同組合法第三十二条及び労働金庫法第二十八条において準用する場合を含む)の規定による取締役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、理事。以下この章において同じ)の権利についても、同様とする。

2 会社更生法(昭和二十七年法律第七百七十二号)

第九十八条の四の規定は機構について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「預金保険機構」と読み替えるものとする。(通知及び登記)

第八条 金融監督委員会は、管理を命ずる处分をしたときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

(株主の名義書換の禁止)

第九条 被管理金融機関が銀行である場合において、金融監督委員会は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができます。

(機構の報告義務)

第十条 機構は、管理を命ずる処分があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融監督委員会に報告しなければならない。

一 被管理金融機関が管理を命ずる処分を受けた状況に至った経緯

二 被管理金融機関の業務及び財産の状況

三 被管理金融機関に係る営業譲渡等の見込み

四 その他必要な事項

2 金融監督委員会は、機構に対し、前項の規定による調査及び報告に關する必要な措置を命ずる。

ことができる。

(計画の作成等)

第十一條 金融監督委員会は、被管理金融機関に係る営業譲渡等のため必要があると認めるときは、機構に対し、次に掲げる事項を含む被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一 被管理金融機関の資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針に関すること。

2 機構は、前項の計画を作成したときは、金融監督委員会の承認を得なければならない。

3 機構は、やむを得ない事情が生じた場合には、金融監督委員会の承認を受けて、第二項の計画を変更し、又は廃止することができる。

4 機構は、第二項の規定による承認又は前項の規定による変更の承認があったときは、遅滞なく、当該承認を受けた第一項の計画又は前項の規定による変更後の計画(以下この条において「計画」という。)を実行に移さなければならぬ。

5 金融監督委員会は、機構に対し、計画の実行に關し必要な措置を命ずることができる。

6 金融監督委員会は、必要があると認めるときは、機構に対し、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

7 被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、監事。次条において同じ)及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、参考人。次条において同じ。)その他の使用人は、機構による計画の実行に協力しなければならない。

(機構の調査等)

第十二条 機構は、被管理金融機関の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及

び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る)につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、官厅、公团団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。(被管理金融機関の經營者の破綻の責任を明確にするための措置)

第十三条 機構は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの方であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならぬ。

2 機構は、この章の規定による業務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(機構と被管理金融機関との取引)

第十四条 機構は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引するときは、金融監督委員会の承認を受けなければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けないでいた行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

(管理を命ずる処分の取消し)

第十五条 金融監督委員会は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第六条第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場合について準用する。

3 第八条の規定は、第一項の場合について準用する。

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第十六条 商法第三百八十二条第一項、第三百八

十六条第一項(第六号から第九号までを除く。)及び第二項、第三百八十七条第一項、第三百八十八条から第三百九十二条まで、第三百九十七条及び第三百九十八条の規定は、管理を命ずるものに限る)につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査するによる処分があつた場合における当該管理を命ずることができる。

2 機構は、この章の規定による業務を行つてはならない。

(株主総会等の特別決議等に関する特別)

第十七条 被管理金融機関における商法第二百八十一条ノ二第二項、第三百四十六条若しくは第三百七十五条第一項の規定による決議、同法第二百五十七条第二項(同法第二百八十一条第一項において準用する場合を含む)、第三百四十三条规定による合併決議、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条若しくは労働金庫法第五十三条の規定による合併決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第三項(第一号において準用する商法第四百八条第三項に係る部分に限る)若しくは同法第七条第六条第三項に規定する合併決議は、これらの規定にかかるわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代(以下「株主等」といいう。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 被管理金融機関における商法第三百四十八条第一項若しくは第四百八条第四項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第四項に係る部分及び金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第三項第二号に係る部分に限る)の規定による合併決議若しくは同法第七条第五項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 第六条第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場合について準用する。

3 第八条の規定は、第一項の場合について準用する。

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第十六条 商法第三百八十二条第一項、第三百八

合併決議(以下「仮決議等」という)があつた場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会又は総会若しくは総代会(以下「株主総会等」という)を招集しなければならない。

4 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議、議決又は合併決議があつたものとみなす。

5 前項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第一項に規定する多数」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第十八条 銀行である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五条、第三百七十五条及び第四百五条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行ふことができる。

2 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である機関は、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条及び労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行ふことができる。

3 事業の全部の譲渡

前二項に規定する許可(以下この条及び次のにおいて「代替許可」という)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議又は議決があつたものとみなす。

4 代替許可に係る事項は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

5 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百三十三条ノニ第四項及び第五項の規定は、代替許可の申立てがあつた場合について準用する。

6 代替許可の申立てに係る裁判に対する抗告をして、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

7 前三項に規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法第一編(第二条から第四条まで、第十五条及び第十六条を除く。)の規定を準用する。

(代替許可に係る登記の特例)

第十九条 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第一号に掲げる事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(債権者保護手続の特例)

第二十条 銀行である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条の規定による催告は、することを要しない。

(金融監督委員会規則への委任)

第二十一条 この章の規定を実施するための手続

その他の執行について必要な事項は、金融監督委員会規則で定める。

(機構の業務の特例)

第二十二条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、前章の規定による業務、次

る業務を行うことができる。

イ 被管理金融機関から業務を引き継ぐため

あつせん

第二十三条 機構は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められた場合には、当該金融機関の営業譲渡等のあつせんを行ふことができる。

(破綻した金融機関の業務承継等に係る業務)

第二十四条 機構は、破綻した金融機関の業務承継等(承継銀行が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること)をいう。以下同じ。の実現を図ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふことができる。

一 承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を設立するための出資を行うこと。

二 前号の規定により出資して設立された承継銀行と、被管理金融機関の業務承継等に関する協定(以下「協定」という。)を締結すること。

三 前号の指針は、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るという承継銀行の目的を踏まえ、協定承継銀行の業務の健全化に適切な運営を確保する観点に立って作成されるものであること。

四 第二号の指針は、協定承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち融資審査委員会の指定する取引について融資審査委員会の承認を受けて行うこととを内容として含むものであること。

五 協定承継銀行は、協定の定めによる業務の実施により生じた利益の額として政令で定めるとところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

六 協定承継銀行は、速やかに、営業譲渡等によりその業務を終了すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 次条第五号の規定に基づき協定承継銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

六 協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(協定)

第二十五条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定承継銀行は、次に掲げる事項を実施す

ること。

イ 被管理金融機関から業務を引き継ぐため

営業の譲受け等を行うこと。

ロ 被管理金融機関の貸出債権その他の資産を引き継ぐこと。

ハ 資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、次号に規定する指針に従うこと。

二 協定承継銀行は、法務、金融、会計等に精通している者を構成員とする委員会(以下この条において「融資審査委員会」という)を設置し、融資審査委員会において協定承継銀行の資金の貸付けその他の業務の指針を作成し機構の承認を受けた後公表すること。

三 前号の指針は、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るという承継銀行の目的を踏まえ、協定承継銀行の業務の健全化に適切な運営を確保する観点に立って作成されるものであること。

四 第二号の指針は、協定承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち融資審査委員会の指定する取引について融資審査委員会の承認を受けて行うこととを内容として含むものであること。

五 協定承継銀行は、協定の定めによる業務の実施により生じた利益の額として政令で定めるとところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

六 協定承継銀行は、速やかに、営業譲渡等によりその業務を終了すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第二十六条 機構は、協定承継銀行から、協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継銀行によるその資金の借り入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要がある

と認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行ふことができる。

(損失の補てん)

第二十七条 機構は、協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に

生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。ただし、当該損失の補てんを行うことが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

**(報告の徵求)**

第二十八条 機構は、第二十四条の規定による業務を行なうため必要があるときは、協定承継銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

### 第五章 雜則

#### (預金保険法の適用)

第二十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第九十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能の正常化に関する特別措置法(平成十年法律第一号)第二十二条に規定する業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**(政令への委任)**

第三十条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

#### (金融監督委員会の設置)

第三十一条 第四条第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

第二条 第四条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 被管理金融機関の取締役若しくは理事若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十二条第一項(第七条第一項及び第十一条第七項の規定により読み替えて適用される場合)

合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**(第三十三条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。)**

第三十四条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対する处罚も当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十一条第一項 五億円以下の罰金刑  
二 第三十二条第二項 三億円以下の罰金刑  
三 第三十三条 同条の刑

**(第三十五条 被管理金融機関の取締役又は理事が機構に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。**

2 金融機関の取締役又は理事が第六条第三項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

**(附 則)**

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

#### (金融監督委員会の設置)

第三十一条 第四条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二条 第四条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 被管理金融機関の取締役若しくは理事若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十二条第一項(第七条第一項及び第十一条第七項の規定により読み替えて適用される場合)

第三十三条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。

**(経過措置)**

第四条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)の施行の前日までの間における第一条第一項並びに第六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第一項中「及び長期信用銀行法」においては、「昭和二十七年法律第百八十七号」第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」である。

第三十四条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対する处罚も当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十一条第一項 五億円以下の罰金刑  
二 第三十二条第二項 三億円以下の罰金刑  
三 第三十三条 同条の刑

第三十五条 被管理金融機関の取締役又は理事が機構に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 金融機関の取締役又は理事が第六条第三項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

**(附 則)**

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

第三十一条 第四条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二条 第四条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 被管理金融機関の取締役若しくは理事若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十二条第一項(第七条第一項及び第十一条第七項の規定により読み替えて適用される場合)

第三十三条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。

**(経過措置)**

第四条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)の施行の前日までの間における第一条第一項並びに第六条第一項及び第二項の規定の適用については、旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。(旧金融機能安定化法)とあるのは、「旧金融機能安定化法」という。第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行(旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。)の業務(この法律の施行の際有する取得優先株式等(旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう。)及び取得貸付債権(同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。)に係るものに限る。)及び当該業務に係る預金保険機構の業務については、旧金融機能安定化法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 附則第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によ

る。

3 前二項に定めるもののほか、附則第三条の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**(金融監督庁設置法の一部改正)**

第六条 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

**(第四条第二十五号ロ(7)を削る。)**

**(預金保険法の一部改正)**

第七条 預金保険法の一部を次のように改正する。

**(第四十二条の二を削る。)**

**(附則第七条第一項第二号の二を削り、同項第五号及び第六号中「とともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせる」を削る。)**

**(附則第八条第一項第二号の二を削る。)**

**(附則第十条の二中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条各号を次のよう改める。**

一 讀受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行つたことその他の政令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として政令で定める

金額

二 讀受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行つたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として政令で定める

金額

三 讀受債権等のそれぞれにつき第一号に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた讀受債権等の全部又は一部の回収を行つたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として政令で定める金額

附則第十八条第一項第三号の次に次の一号を

法(平成十年法律第 号)第二十一条に

規定する業務

附則第十八条第一項第四号中「次条第一項」の下に「及び第五項」を加える。

附則第十九条第一項中「平成十二年度」を「政令で定める年度」に改め、同条に次の二項を加える。

5 機構は、附則第十八条第一項第一号、第二号及び第三号の二に規定する業務を終了した日として政令で定める日において特別業務勘定に累積欠損金として政令で定めるところにより計算した金額(特別業務勘定に政令で定めるところにより計算した責任準備金の額があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額。以下「累積欠損金額」という。)があるときは、そのてん補に充てるため、金融機関から特別保険料を徴収しなければならない。

この場合において特別保険料率その他特別保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十九条の二から第十九条の六までを削る。

附則第二十条の見出し中「並びに政府保証」を削り、同条第一項中「第三号」を「第三号の二」に改め、同条第二項中「及び第四十二条の二」を削る。

附則第二十条の二及び第二十条の三を削る。

附則第二十一条第一項中「平成十三年度末」を「附則第十九条第五項に規定する政令で定める日(同日において特例業務勘定に累積欠損金額があるときは、同項に規定する特別保険料をもつて当該累積欠損金額をてん補するため必要期間を勘案して政令で定める日)」に改め、同条第二項を削る。

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 預金保険機構は、附則第七条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の預金保険法(以下「旧法」という。)附則第十九条の二に規定する特例業務基金(以下この条において「特

例業務基金」という。)には、旧法附則第十九条の四第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 預金保険機構は、附則第七条の規定の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国债のほかに特別業務基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第九条 前条に定めるもののほか、附則第七条の規定の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二条第一項を次のよう改める。

この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

1 附則第二条第一項に規定する金融機関

2 信用金庫連合会

3 労働金庫連合会

4 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

5 農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会

6 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会

7 農業協同組合連合会

8 農業協同組合連合会

9 農業協同組合連合会

10 農業協同組合連合会

11 農業協同組合連合会

12 農業協同組合連合会

13 農業協同組合連合会

14 農業協同組合連合会

15 農業協同組合連合会

16 農業協同組合連合会

17 農業協同組合連合会

18 農業協同組合連合会

19 農業協同組合連合会

20 農業協同組合連合会

21 農業協同組合連合会

業を行なう者に対するものに限る。)

四 第一号に掲げる者が有していた貸付債権に係る特定金銭債権に係するものとし得する求償権

五 前各号に掲げる金銭債権を担保する保証契約に基づく債権

六 信用保証協会その他政令で定める者が前号に掲げる債権に係る債務を履行した場合に取扱する債権

七 前各号に掲げる金銭債権に類するものとして政令で定めるもの

八 第二条第一項に規定する金融機関

九 第二条第一項に規定する金融機関

十 第二条第一項に規定する金融機関

十一 第二条第一項に規定する金融機関

十二 第二条第一項に規定する金融機関

十三 第二条第一項に規定する金融機関

十四 第二条第一項に規定する金融機関

十五 第二条第一項に規定する金融機関

十六 第二条第一項に規定する金融機関

十七 第二条第一項に規定する金融機関

十八 第二条第一項に規定する金融機関

十九 第二条第一項に規定する金融機関

二十 第二条第一項に規定する金融機関

二十一 第二条第一項に規定する金融機関

二十二 第二条第一項に規定する金融機関

二十三 第二条第一項に規定する金融機関

二十四 第二条第一項に規定する金融機関

二十五 第二条第一項に規定する金融機関

第二条第一項を次のよう改める。

この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

1 附則第二条第一項に規定する金融機関

2 信用金庫連合会

3 労働金庫連合会

4 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

5 農業協同組合連合会

6 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会

7 農業協同組合連合会

8 農業協同組合連合会

9 農業協同組合連合会

10 農業協同組合連合会

11 農業協同組合連合会

12 農業協同組合連合会

13 農業協同組合連合会

14 農業協同組合連合会

15 農業協同組合連合会

16 農業協同組合連合会

17 農業協同組合連合会

18 農業協同組合連合会

19 農業協同組合連合会

20 農業協同組合連合会

21 農業協同組合連合会

かつ、生計を同じくする者を含む。)又は債務者が雇用する者その他の債務者等と密接な関係を有する者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求してはならない。

8 債権回収会社は、債務者等が特定金銭債権に係る債務の処理を弁護士に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとった場合において、その旨の通知があつたときは、正当な理由がないのに、債務者等に対し、訪問し又は電話をかけて、当該債務を弁済することを要求してはならない。

第三十四条第一項第四号中「不正又は」を削除。第三十五条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 第十八条第一項の規定に違反して、著しく認させるような表示をした者

八 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載していない委任状を取得した者

附則に次の一条を加える。

(検討)

第七条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の実施状況等を勘査しつつ検討が加えられるものとし、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案に対する法律案に対する修正案

「水産業協同組合法」に改め、「漁業協同組合法」の下に「及び保険会社」を加え、同条第二

項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法平成八年法律第

九十三条)第三条第一項第一号の規定により出資して設立された株式会社

第二条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第二条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

項中第三号を第四号とし、同条第五項とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法律案に対する修正案

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の一部を次のよう修正する。

「第四章 破綻した金融機関の金融整理

五章 破綻した銀行の特別公的管理

六章 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の一部を次のよう修正する。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の一部を次のよう修正する。

二 法律案に対する修正案

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の一部を次のよう修正する。

6 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。

7 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継ぎた業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構(以下「機構」といいう。)の子会社として設立されたものをいう。

第四条中「預金保険機構(以下「機構」といいう。)を「日本銀行及び機構」に改める。

6 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。

7 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継ぎた業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構(以下「機構」といいう。)の子会社として設立されたものをいう。

第六条第一項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に、「あつては」を「あつては」に、「とする」を「とし」、当該金融機関が労働金庫である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とする。第六十八条第一項において同じに改め、同条第二項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改める。

第七条中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改める。

第七条第一項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同条第二項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同条を第九条とする。

第八条第一項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「前条第四項」に改め、同条を第九条とする。

第九条を削る。

第十一条を第十条とする。

第十二条第二項中「第八条第三項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「主務省令」に改め、同条第六項中「あつては」を「あつては」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第二項中「第四十八条」を「第六十条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項第四号中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「あつては」に「都道府県知事」とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とする」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条第一項中「第十条第二項」を「次条第二項」に、「次条第二項、第十条第一項、第十二条规定から第四項まで、第十四条第一項、第十五条规定から第三項まで、第五项及び第六项、第十六

項から第三項まで、第五项及び第六项、第十五条规定から第四項まで、第十二条第二項中「第四十八条」を「第六十条」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条第一項中「及び水産業協同組合法」の下に「及び保険会社」を加え、同条第二

第十五条を第十四条とし、第十六条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十七条(見出しを含む)中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同条を第二十六条とする。

第五章から第八章までを次のよう改める。

第五章 破綻した金融機関の業務承継

(承継銀行の設立の決定)

第二十七条 金融再生委員会は、平成十三年三月三十日までを限り、被管理金融機関が第八条第一項第二号に掲げる要件に該当し、かつ、当該被管理金融機関の業務承継(承継銀行が當業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下同じ。)のため承継銀行を活用する必要があると認めたときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため當業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立し、当該承継銀行が当該當業の譲受け等を行ふべき旨の決定

二 承継銀行が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため當業の譲受け等(前号に規定する當業の譲受け等を除く。)を行ふべき旨の決

3 金融再生委員会は、第八条第四項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る信用協同組合の監督に係る都道府県知事に当該信用協同組合の業務承継のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき

4 金融再生委員会は、前項又は第二項の規定による決定を行ふことを求めることができる。

(被管理金融機関の資産の判定)

第二十八条 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、金融再生委員会に対し、当該被管理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、承継銀行が保有する資産として適當であるか否かの判定を行うよう求めるものとする。

2 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、同項の判定を行うものとする。

3 金融再生委員会は、前項の判定を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

4 前項の基準は、第二項の判定の対象となる債権に係る債務者の債務の履行状況及び当該債務者の財務内容の健全性に関する基準を含むものでなければならない。

(承継銀行の設立等)

第二十九条 機構は、第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について金融再生委員会の承認を受けた平成十三年三月三十日までに、承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の发起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資をしなければならない。

2 機構は、前項に規定するほか、承継銀行に対する出資を行おうとするときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

3 金融再生委員会は、前二項の承認を行つたための出資を行ふことができる。

4 機構は、第一項又は第二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(承継銀行の経営管理)

第三十条 機構は、承継銀行が次に掲げる事項を講じなければならぬ。

1 金融再生委員会は、前二項の承認を行つたための出資を行ふことを機構に申し込むこと。

2 機構は、協定承継銀行が当該協定承継銀行の資産の買取りを行ふことを機構に申し込むことができる。

3 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結を行ふことを機構に申し込むこと。

4 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のため必要とする賃金について、その賃金の貸付け又は協定承継

定による同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐため當業の譲受け等を行うこと。

(当該処分により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)

二 当該承継銀行の業務の全部の譲渡

(当該処分により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)

三 当該承継銀行の株式の譲渡その他の他の処分

(当該処分により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)

四 株主総会の決議による当該承継銀行の解散了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、金融再生委員会の承認を受けるなければならない。

2 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長を行つたときは、速やかに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により承継銀行の経営管理を終了したとき又は承継銀行(承継銀行であつた銀行を含む。)の株式の譲渡その他の処分(同項第二号に掲げるものを除く。)を行つたときは、速やかに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

4 機構は、協定承継銀行(以下「協定承継銀行」という。)は、第三十条第一項各号に掲げる事項を締結した承継銀行(以下「協定承継銀行」という。)と同一の協定を締結した承継銀行(以下「協定承継銀行」という。)は、第三十条第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行の資産の買取りを行ふことを機構に申し込むことができる。

三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結を行ふことを機構に申し込むこと。

4 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のため必要とする賃金について、その賃金の貸付け及び債務の保証

(賃金の貸付け及び債務の保証)

第三十三条 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のために必要とする賃金について、その賃金の貸付け又は協定承継

銀行によるその資金の借入に係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行なうことができる。

2 機構は、前項の規定により協定承継銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

#### (損失の補てん)

第三十四条 機構は、協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行なうことができる。ただし、当該損失の補てんを行なうことが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

#### (報告の徵求)

第三十五条 機構は、この章の規定による業務を行なうため必要があるときは、承継銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

#### (特別公的管理の開始の決定)

第三十六条 金融再生委員会は、銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止した場合又は銀行が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該銀行について営業譲渡等が行われることなく、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、前条第一項第一号イに掲げる事態を生じさせることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

2 前条第一項の規定は、前項の規定により特別公的管理開始決定をした場合について準用する。

(特別公的管理銀行の株式の取得の決定)

第三十七条 金融再生委員会は、銀行がその業務の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められるときは、当該銀行に該当すると認められる事態を生じさせることとなる事態を生じさせることとなる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定により特別公的管理開始決定をした場合について準用する。

(特別公的管理銀行の株式の取得の決定)

第三十八条 金融再生委員会は、特別公的管理開始決定とともに、機構が当該特別公的管理銀行の株式を取得する決定に係る特別公的管理銀行の株式を取得するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の規定による決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところによることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

イ 他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における

こととなる事態

により、他の金融機関による金融機能の代野における融資比率が高率である等の理由

替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

が生ずることとなる事態

ろにより、その旨を機構及び当該特別公的管理銀行に通知するとともに、これを公告しなければならない。

(株式の取得等)

第三十九条 前条第二項の規定による公告があつた場合には、特別公的管理銀行の株式は、当該公告があつた時(以下「公告時」という。)に、機構が取得する。

2 前項の規定により機構が取得した株式(以下「取得株式」という。)に係る株券端株券を含む。以下同じ。)は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五十三条第一項及び第二百六十三条第一項の規定は、適用しない。

2 「取得株式」という。)に係る株券端株券を含む。以下同じ。)は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五十三条第一項及び第二百六十三条第一項の規定は、適用しない。

が特別公的管理銀行の株式を取得したときは、当該株式を目的とする質権その他の担保権は、消滅する。

2 前項の場合において、これらの権利は、前条第一項の規定により旧株主が受けべき取得株式の対価に対しても行なうことができる。ただし、その支払の前に差押えをしなければならない。

(政令への委任)

第四十三条 前条に定めるもののほか、取得株式につき質権その他の担保権を有する者その他の政令で定める関係人がある場合における取得株式の対価の支払について必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、これららの権利は、前条第一項の規定により旧株主が受けべき取得株式の対価に対しても行なうことができる。ただし、その支払の前に差押えをしなければならない。

(旧株主等に周知させるための措置)

第四十四条 機構は、第三十八条第二項の規定による公告があつたときは、金融再生委員会規則により定めるところにより、同条第一項の規定によることのできる公告があつた者以下「旧株主」という。)は、前条第一項の決定があつたときの金融再生委員会規則で定めたと認めた株式の対価を決定するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の算定基準を定めたときは、これを公示するものとする。

3 第三十八条第二項の規定は、第一項の規定により取得株式の対価を決定した場合について準用する。

(株式の対価の支払の請求)

第四十一条 公告時において特別公的管理銀行の純資産額を基礎として、該特別公的管理銀行の取締役は、当該特別公的管理銀行の株主(端株主を含む。)であつた者以下「旧株主」という。)は、前条第一項の決定があつたときは、金融再生委員会規則で定めたと認めた株式の対価を決定するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の算定基準を定めたときは、これを公示するものとする。

3 第三十八条第二項の規定は、第一項の規定により取得株式の対価を決定した場合について準用する。

(第四十五条 機構は、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、金融再生委員会の指名に基づき、特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任することができる。この場合において、特別公的管理銀行の取締役又は監査役の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。

2 機構は、商法第二百五十七条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行の取締役又は監査役を解任することができる。

3 第一項の規定による取得株式の対価の支払に際して必要な事項は、政令で定める。

(特別公的管理銀行の報告義務)

第四十六条 特別公的管理銀行は、特別公的管理開始決定の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査

し、金融再生委員会に報告しなければならない。

一 特別公的管理銀行について特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯

二 特別公的管理銀行の業務及び財産の状況

三 前二号に定めるものほか、金融再生委員会規則で定める事項

四 その他必要な事項

2 金融再生委員会は、特別公的管理銀行に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずることができる。

(経営合理化計画の作成)

第三条 特別公的管理銀行は、金融再生委員会規則で定めるところにより、経営合理化計画を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の経営合理化計画(以下この条及び第四十九条第一項において「計画」という。)には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特別公的管理銀行の資金の貸付けその他の業務の実施に係る方針

二 特別公的管理銀行の業務の整理及び合理化に係る方針

三 その他金融再生委員会規則で定める事項

3 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、計画の変更を命ずることができる。

(特別公的管理銀行の業務)

第四十八条 特別公的管理銀行は、資金の貸付けその他の業務を行なう基準を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出等)

第四十九条 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、その業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 預金保険法第三十七条第三項の規定は、特別

公的管理銀行の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者について準用する。

(特別公的管理銀行の経営者の破綻の責任を明確にするための措置)

第五十条 特別公的管理銀行は、その取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別公的管理銀行の取締役及び監査役は、その職務を行なうことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(準用規定)

第五十一条 第二十四条の規定は、特別公的管理銀行が資本減少の決議をした場合について準用する。

(特別公的管理の終了)

第五十二条 金融再生委員会は、平成十三年三月三十日までに、機構又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行なわせることにより、この章

に定める特別公的管理を終えるものとする。

二 特別公的管理銀行の株式の譲渡その他の処

分

第七章 金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置

(金融機関等の資産の買取りに関する業務)

第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行なうことができる。

一 前項第一号ロに掲げる金融機関 平成十三年三月三十一日までに第三十二条第一項第二号の規定による同号の申込みがなされた場合

二 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる金融機関 等 平成十三年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合

3 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、その業務を行なう基準を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出等)

第四十九条 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、その業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 預金保険法第三十七条第三項の規定は、特別

組合法第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号の事業を行

事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号の事業を行なう漁業協同組合連合会

二 預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の整理回収業務に関する協定を締結した銀行と金融機関等からの資産の買取り並びに当該買取った資産の管理及び処分を行なう業務等に関する協定(以下「特定整理回収協定」という)締結し、当該特定整理回収協定を締結した銀行(以下「特定協定銀行」という。)に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行なうことと委託すること。

三 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行なるものとする。

一 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる金融機関等 平成十三年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合

二 前項第一号ロに掲げる金融機関 平成十三年三月三十一日までに第三十二条第一項第二号の規定による同号の申込みがなされた場合

三 特定協定銀行は、前条第一項第二号の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る

「業務」と「第二号の二」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十二条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

(特定整理回収協定)

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 特定協定銀行は、前条第一項第二号の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る

資産を機構に代わって買取り、その買取った資産の管理及び処分を行なうこと。

二 特定協定銀行は、特定整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 特定協定銀行は、毎事業年度、特定整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

組合法第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号の事業を行なう漁業協同組合連合会

二 預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の整理回収業務に関する協定(以下「特定整理回収協定」という。)と、同項第二号中「附則第一条の二」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一條第一項」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十二条第三項において準用する第二号の二」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十五条第一項」とあるのは、「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは、「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは、「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号第三号中「整理回収業務」とあるのは、「特定整理回収協定の定めによる業務」と、「第二号の二」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十二条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

三 特定協定銀行は、前条第一項第二号の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買取り、その買取った資産の管理及び処分を行なうこと。

二 特定協定銀行は、特定整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 特定協定銀行は、毎事業年度、特定整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

二号の「まで及び第六号を除く」の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合に定められた資産の買取りの価格その他の条件を提示するものとする。

（特定協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む）を決定するときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

第五十四条第一項第一号と、附則第十一條第一項とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による營業の譲受け等又は第二号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは、「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは、「債務者の財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。)」が」と、同項第八号の二中「前号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第九号中「第七号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは、「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは、「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条第二項の規定は、機構が特定整理回収協定を締結した場合について準用する。  
 （資産の買取りの決定等）  
 第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件を定めなければならない。  
 2 機構は、特定協定銀行に対し資産の買取りの申出をするときは、前項の規定により定めた資産の買取りの価格その他の条件を提示するものとする。

3 機構は、第一項の申込みに係る資産の買取りにより機構が取得した債権(次項において「特定債権」という。)の回収に係る業務」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同法附則第十四条の三中「前条」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する前条」と、同法附則第十五条第一項中「附則第七条第一項第六号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第六号」と、同条第二項中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する附則第八条第一項第八号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資金買取基準）  
 第五十六条 第五十三条第一項第一号の規定により金融機関等の資産を買い取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、金融再生委員会は、前条第三項の承認を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第五十七条 機構は、金融機関等の資産の買取りのために必要とする資金その他の特定整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、特定協定銀行に対するその資金の貸付け又は特定協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行なうことができる。

2 第三十三条第二項の規定は、前項の規定により機構が特定協定銀行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行う場合について準用する。

（準用）  
 第五十八条 第三十四条本文及び預金保険法附則第十二条から第十五条までの規定は、特定協定銀行が特定整理回収協定に従い特定整理回収協定の定めによる業務を行なう場合について準用する。

（機構の業務の特例）

第六十条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なうことができる。

一 第二十九条第一項の規定により承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに同条第二項の規定により承継銀行に対し出資を行なうこと。

二 第三十条第一項の規定により承継銀行の経営管理を行うこと。

三 第三十二条第一項の規定により承継銀行と

一項第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権(次項において「特定債権」という。)の回収に係る業務」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同法附則第十四条の三中「前条」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する前条」と、同法附則第十五条第一項中「附則第七条第一項第六号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第六号」と、同条第二項中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する附則第八条第一項第八号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第五十四条第二項において準用する附則第八条第一項第八号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第五十九条 特定協定銀行は、金融機関等から回収が困難となつた債権を買い取ることを業とし得たもの又は金融機関等から債権の取立て又は処分の委託を受けたときは、当該株式会社又は当該金融機関等のために自己の名をもつて、当該委託を受けた債権の取立て又は処分に関することを一切の裁判上又は裁判外の行為を行なう権限を有する。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第五十九条 特定協定銀行は、金融機関等から回収が困難となつた債権を買い取ることを業とし得たもの又は金融機関等から債権の取立て又は処分の委託を受けたときは、当該株式会社又は当該金融機関等のために自己の名をもつて、当該委託を受けた債権の取立て又は処分に関することを一切の裁判上又は裁判外の行為を行なう権限を有する。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第六十二条の規定により破綻金融機関の取締役及び監査役を選任し、又は解任すること。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第六十三条第一項に規定する業務を行なうこと。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行に対しその業務の実施により生じた損失の補てんを行なうこと。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第六十三条の規定により破綻金融機関の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

（特定協定銀行による債権の取立て等の受託）  
 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四 第三十三条第一項の規定により協定承継銀行に行なう行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行なうこと。

五 第三十四条の規定により協定承継銀行に行なう行に対しその業務の実施により生じた損失の補てんを行なうこと。

六 第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得すること。

七 第四十五条の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任し、又は解任すること。

八 第五十三条第一項に規定する業務を行なうこと。

九 次条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務に必要な資金の貸付けを行なうこと。

十 第六十二条の規定により破綻金融機関の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十一 第六十三条の規定により破綻金融機関の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十二 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十三 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十四 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十五 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十六 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十七 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十八 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

十九 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十一 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十二 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十三 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十四 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十五 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十六 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十七 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十八 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

二十九 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十一 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十二 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十三 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十四 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十五 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十六 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十七 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十八 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

三十九 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四十 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四十一 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四十二 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四十三 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四十四 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

四十五 第六十三条第一項の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役選任し、又は解任すること。

て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金を貸し付けることができる。

第六十二条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができ

(株式等の引受け等)

第六十三条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、破綻金融機関、承継銀行又は特別公的管理銀行の営業若しくは事業を譲り受け、若しくはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株式等の引受けを行い、又は当該金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うことができる。ただし、当該営業若しくは事業の譲受け又は株式の譲受けにより自己資本の充実の状況が悪化する場合であつて、かつ、機構による株式等の引受け等(株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいいう。以下この条において同じ。)が当該金融機関の自己資本の充実の状況を改善するために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会規則で定める場合に限る。

2 前項の規定により株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借り入れを行おうとする金融機関は、平成十三年三月三十一日までに、機構に対し、株式等の引受け等の申込みを行つものとし、機構が該申込みを受けたときは、金融再生委員会に対し、当該申込みに係る株式等の引受け等を行つことについての承認の申請をし、その承認を求めなければならない。

3 機構は、第一項の規定により引き受けた株式等及び貸付けに係る債権については、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構は、第一項の規定による株式等の引受け等を行つたとき及び前項の規定による処分を行つたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(区分経理)  
第六十四条 機構は、第六十条の規定による業務(以下「金融再生業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)  
第六十五条 機構は、金融再生業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受け、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十九号)第四十三条第一項の規定にかかるわらず、

機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかるわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(政府保証)

第六十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借り入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(金融再生勘定の廃止)  
2 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生

勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

## 第九章 雜則

(金融機関の申出)  
第六十八条 金融機関は、平成十三年三月三十一日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

2 銀行は、平成十三年三月三十一日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、金融再生委員会に申し出なければならない。

(通知及び登記)

第六十九条 金融再生委員会は、管理を命ずる处分をしたとき若しくは管理を命ずる処分を取り消したとき又は特別公的管理開始決定をしたとき若しくは特別公的管理を終了したときは、直ちに、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書又は決定書の謄本を添付して、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

(訴訟)

第七十条 第四十一条第一項の規定により株価算定委員会が決定した取得株式の対価に不服のある者は、同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定による公告があつた日から起算して六月以内に、訴えをもつてその変更を請求する。

(特別公的管理銀行等に対する預金者等の保護のための資金援助)  
第七十二条 特別公的管理銀行は、預金者等の保護のため、その必要の限度において、機構から金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下この条において「特別資金援助」という。)を受けることが必要と思料するときは、機構に対し、当該特例資金援助を申し込むことができ

る。第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条规定中「事項」とあるのは、「事項(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二十号)第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは、「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは、「金融機関(金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第二号に規定する金融機関等)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十五条第二項中「業務」とあるのは、「業務(金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」とある。

2 「認可を受けなければならぬ」とあるのは、「認可を受け、又は承認を得なければならぬ」と、「認可を受けなかつた」とあるのは、「認可三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

(政府保証)

第七十三条 機構は、金融再生業務の終了の日として政令で定める日において、金融再生勘定を廃止するものとする。  
2 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生

2 前項の規定による訴えにおいては、機構を被告としなければならない。

(預金保険法の適用)

2 前項の申込みが行われたときは、当該特別公的管理銀行を預金保険法第五十九条第一項の救済金融機関と、当該特例資金援助の申込みを同一項の資金援助の申込みとみなし、同法第六十四条第一項及び同法附則第十六条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第六十一条第一項の規定は適用しない。

3 機構は、第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得したときは、金融再生委員会に対し、当該特別公的管理銀行の貸出債権その他の資産の内容を審査し、その保有する資産として適当であるか否かの判定を行うよう求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、第二十八条第三項に規定する基準に基づいて前項の判定を行うものとする。

5 第一項の規定による資産の買取りの申込みは、前項の規定により特別公的管理銀行の保有する資産として適当でないと判定された資産について行うものとする。

6 機構が預金保険法第十一条第一項の規定により前項の資産の買取りを同法附則第七条第一項第一号の協定銀行に委託したときは、同号の協定銀行による当該資産の管理及び処分を同項の協定による同項の整理回収業務とみなし、同項の規定を適用する。この場合において、同項、同法附則第十一条第一項及び第四項、同法附則第十二条第一項並びに同法附則第二十二条第一項中「破綻金融機関」とあるのは、「特別公的管理銀行」と読み替えるものとする。

7 第五十三条の規定による特別公的管理銀行の資産の買取りは、第五項の資産の買取りの対象とならなかつた資産について行うものとする。

8 第二十七条第一項又は第二項の規定による同項各号に掲げる決定があつたときは、同項に規定する承継銀行を預金保険法第六十二条第一項の規定のあつせんを受けた同項の他の金融機関とみなし、同条第二項の規定を適用する。

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第七十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関(以下「承継金融機関」という。)に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の登記は、申請書

被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告することができる。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日。

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとすること。

三 第一項の期間は、二週間を下つてはならない。

四 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

五 前各項の規定は、承継銀行又は特別公的管理銀行が他の金融機関に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合における場合に適用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第七十四条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の移転の登記の申請書には、公告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べたものとみなす。

べなかつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべり第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、

当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税

に前項に規定する書面を添付したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

#### (債権の時効の停止)

第七十五条 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取りにより取得により取得した債権については、当該取得の日の翌日から起算して二年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

2 第七十二条第二項の規定による預金保険法第六十四条第一項の規定の適用により資産の買取りに係る資金援助(同法第五十九条第一項に規定する資金援助のいふ)を行つ旨の決定があつた場合において、協定銀行(同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。次条第三項において当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について同項の公告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

3 第一項の期間は、二年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

4 本条第一項の規定の適用により資産の買取りに係る資金援助(同法第五十九条第一項に規定する資金援助のいふ)を行つ旨の決定があつた場合において、協定銀行(同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。次条第三項において当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について同項の公告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

5 第一項の期間は、二年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

6 第二十七条第一項又は第二項の規定による登記については、当該取得の日の翌日から起算して二年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(課税の特例)

第七十六条 第六十九条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 承継銀行が第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の営業の譲受け等(第四項において「決定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利(第二十八条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であると判定されたものに限る。)の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転登記については、大蔵省令で定めるところによれば、

より当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、

当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税

を課さない。

4 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利(第二十八条第二十六号)第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいい、同号ニに掲げる行為を含む。)の譲渡(租税特別措置法昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をして、承継銀行が保有する資産として適当であると判定されたものに限り、同号ニに掲げる行為を含む。)の譲渡(租税特別措置法昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をして、承継銀行(当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。)に係る同法第六十二条の三及び第六十三条の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

(政令への委任等)

第七十七条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

2 第三章及び第四章における主務省令は、政令で定めるところにより、金融再生委員会規則又は総理府令・労働省令とする。

(第十章 罰則)

第七十八条 第六条第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

第七十九条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人都あるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管

3 犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に關し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

第八十条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第十七条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏洩した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 被管理金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参考その他他の使用人又はこれらの人であつた者が第十六条第一項(第十一條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 特別公的管理銀行の取締役、監査役若しくは

支配人その他の使用者又はこれらの者であつた者が第四十九条第二項において準用する預金保険法第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第八十三条 第十五条又は第四十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は代理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 法人の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第七十八条第一項 五億円以下の罰金刑  
二 第七十八条第二項 三億円以下の罰金刑

第八十七条 被管理金融機関の取締役又は理事が金融整理管財人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 金融整理管財人が第九条第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる处分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 金融機関の取締役又は理事が第六十八条第一項又は第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過

偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

2 法人(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)  
第二条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)の施行日の前日までの間における第二条第一項及び第六項並びに第八条第二項の規定の適用については、第二条第一項中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第百七号)第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第六項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」と、第八条第二項中「銀行法第二条第十一項」とあるのは「旧銀行法第五十二条の二第一項」と、「銀行法第五十二条の二第一項」とあるのは「旧銀行法第五十二条の三第一項」とする。

第三条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第百九号)の施行の日前までの間ににおけるこの法律の適用については、「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、總理府令で定める。

2 金融再生委員会設置法の施行日の前日までに前項の規定により内閣総理大臣がした承認、決定その他の処分又は通知その他の行為については、これを、この法律の相当規定に基づいて金融再生委員会がした承認、決定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止)

第四条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。

(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「旧金融機能安定化法」という)第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行(旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう)の業務(前条の規定の施行の際有する取得優先株式等(旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう)及び取得貸付債権(同項第四号に規定する取得貸付債権をいう)に係るものに限る)及び当該業務に係る機関の業務については、旧金融機能安定化法(第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項、第三章、第二十八条から第三十三条まで及び第五章の規定を除く)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧金融機能安定化法第四条第一項第四号中「機構が第十二条に規定する金融危機管理審査委員会(以下この章において「審査委員会」という)の議決を経て定められる取得優先株式等及び取得貸付債権の譲渡その他処分の基準に従い」とあるのは、「機構の承認を得て」と、旧金融機能安定化法第六条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは、「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第七条第一項中「審査委員会の議決を経て、当該貸付け」とあるのは、「当該貸付」を経て、当該貸付け」とあるのは、「当該貸付」

け」と、同条第二項中「大蔵大臣」とあるのは、「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第十一条第一項中「特別の勘定(以下「金融危機管理勘定」という)を設けて」とあるのは、「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第六十四条に規定する金融再生勘定において)と、旧金融機能安定化法第十一条第一項中「大蔵大臣」とあるのは、「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第三十九条中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融再生委員会」と読み替えるものとする。

第六条 機構は、この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第二十八条に規定する金融危機管理制度(以下「基金」という)に旧金融機能安定化法第三十一条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 この法律の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかに基金に残余があるときは、当該残余の額は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第七条 この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第十条に規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第八条 この法律の施行前に、旧金融機能安定化法第十一条第一項の規定により発行された預金保険機関債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行された債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

第九条 この法律の施行前に作成された旧金融機能安定化法第五条第一項の議決に係る議事録の公表については、旧金融機能安定化法第二十五

条第二項の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同項中「委員長」とあるのは、「機構の理事長」と、「審査委員会」とあるのは、「機構の理事長」とする。

第十条 附則第四条の規定の施行前にした行為に付する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十一条 附則第二条、第三条及び第五条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に付する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十二条 附則第四条の規定により付された税金のうち、地方税法の一部改正(地方税法の一部改正)十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条に次の二項を加える。

8 道府県は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第六号)第二条第七項に規定する承継銀行が、金融再生委員会の同法第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定を受けた場合に、直ちに、これを消却しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 この法律の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかに基金に残余があるときは、当該残余の額は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第七条 この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第十条に規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第八条 この法律の施行前に、旧金融機能安定化法第十一条第一項の規定により発行された預金保険機関債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行された債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

第九条 この法律の施行前に作成された旧金融機能安定化法第五条第一項の議決に係る議事録の公表については、旧金融機能安定化法第二十五

条第二項の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同項中「委員長」とあるのは、「機構の理事長」と、「審査委員会」とあるのは、「機構の理事長」とする。

第三条中「金融制度及び証券取引制度について」を「金融破綻処理制度及び金融危機管理制度について」に、「破綻」を「破綻」に改める。

第四条第一号中「金融制度」を「金融破綻処理制度及び金融危機管理制度に関する」に改め、同条第五号中「第二号中「破綻した金融機関の」及び「破綻した銀行の」を削り、「その他の」に、「処理」を「処理等」に改め、同条第六号中「整理信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会」を「及び労働金庫」に改め、同条第六号中「整理回収機関並びに」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 保険業法(平成七年法律第百五号)の規定に基づいて、保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

十二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五回の次に次の二号を加える。

13 第四条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 証券投資信託委託業を営む者の認可及び検査その他の監督に付する。

15 第四条第十四号を次のように改める。

16 第四条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号から第二十六号までを削り、第二十七号を第二十一号とし、第二十八号から第三十二号までを六号ずつ繰り上げる。

17 第四条第三十三号を同条第二十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十三条 金融監督官設置法(平成九年法律第一百三十六条)の下に「若しくは第八項」を加える。

附則第三十一条の二の二第一項中「附則第十一条第六項」の下に「若しくは第八項」を加える。

（金融監督官設置法の一部改正）

第十四条 第四条第十四号を次のように改める。

18 検査その他の監督に付すること。

19 第四条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号から第二十六号までを削り、第二十七号を第二十一号とし、第二十八号から第三十二号までを六号ずつ繰り上げる。

20 第四条第三十三号を同条第二十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

定資産の流動化に関する法律(平成十年法律  
第一百五号)に規定する特定目的会社をいう。)

の登録及び検査その他の監督に関する事。

第四条中第三十号を第二十九号とし、第三十五号を第三十号とし、第三十六号から第四十号までを削り、第四十一号を第三十一号とし、第四十二号を第三十二号とし、第四十三号を第三十三号とする。

第十二条に次の二項を加える。

4 金融再生委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならない。

第十四条に次の二項を加える。

2 金融再生委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

第十五条第一項中「の長」を「日本銀行、預金保険機構その他の者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 金融再生委員会は、必要に応じ、日本銀行又は預金保険機構の役員又は職員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

第十八条中「第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十三号、第十五号から第二十一号まで、第二十七号から第三十五号まで及び第四十一号」を「第三十三号まで」に改め、「法律」の下に「(法律に基づく命令を含む)」を加え、「並びに同条第四十二号に掲げる事務」を削る。

第十九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

金融監督庁長官は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要があるときは、金融再生委員会を通じて、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十一条を次のように改める。  
(準用規定)  
第二十条 第十四条第二項の規定は、金融監督庁

に置かれる職員について準用する。

第二十一条第二項中「第四条第十三号、第十七号、第十八号及び第二十七号から第二十九号」を「第四条第十一号、第十六号、第十七号及び第二十一号から第二十三号」に、「同条第四十二号」を「同条第三十二号」に改める。

第二十四条第二項中「及び」を「又は」に改める。

第二十五条第一項中「二年」を「三年」に改める。

第二十六条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「証券取引等監視委員会」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項中「金融監督庁長官」の下に「又は大蔵大臣」を加え、同条第二項中「金融監督庁長官」の下に「並びに大蔵大臣」を加え、同条第三項中「金融監督庁長官」の下に「又は大蔵大臣」を加える。

第三十条中「又は金融監督庁長官」を「金融監督庁長官又は大蔵大臣」に改める。

第三十六条第一項中「委員長及び」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

第三十六条第二項中「第十五条第一項及び第五十二条」を「及び第十九条第一項」に改める。

附則第一条中「一月」を「二月」に改め、同条に同条第四十二号に掲げる事務を削る。

附則第二条中「平成十三年三月三十日まで

第四条 この法律の施行の際に從前の金融監督の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、金融監督庁の職員となるものとする。

附則第五条の前に見出しとして「(経過措置等)」を加える。

附則第六条第三項中「又は金融監督庁長官」を「金融監督庁長官又は大蔵大臣」に改める。

第二十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

預金保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

預金保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中目次の改正規定を削る。

第一条のうち第五条第二項、第十一条、第十七条及び第十九条の改正規定中「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一条中第二十一条第三項の改正規定を次のように改める。

第二十一条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二十一条第二十五項の改正規定の前に次のように加える。

第二十一条第二十五項の改正規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二十一条第二十五項の改正規定中「大蔵大臣」に改める。

「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一条のうち第三十六条の改正規定中「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に、「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第一条中第三十六条の改正規定の次に次のように加える。

第三十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。





5 第一条の規定の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての效力を有するものとする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に旧法第六条に規定する理事長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十七条第一項の規定にかかるらず、施行日における旧法第二十七条第一項の規定による理事長、理事又は監事のそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条 平成十年度において新法附則第二十条第二項において準用する新法第四十二条の二の規定により政府が新法附則第二十条第一項の借入又は債券に係る債務の保証をする場合には、旧法附則第二十条第二項において準用する旧法第四十二条の二の規定に基づく国会の議決を経た金額平成十年度に係るものに限る。)の範囲内においても、これをることができる。

第五条 新法附則第二十二条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をする場合における同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法附則第二十二条第一項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合における同項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第八条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理

の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四条中「前条第一項」の下に「及び第十二条の二第一項」を加える。

第五条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同

条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同

条第五項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同

処理会社の業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 債権処理会社は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式については、残余財産の分配を行なうとき

に、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができない特別の内容を有するものとする」と。

四 機構は、特別協定を締結しようとするときは、運営委員会の議決を経て特別協定の内容を定め、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

五 金融再生委員会及び大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る特別協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、債権処理会社が特別協定の定めによる特別合併を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

六 前項の規定は、新法附則第八条の「第一項に規定する特別協定及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第号)第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定に準用する。

七 新会社が債権処理会社である場合において、新会社が新住専処理法第三条第一項に規定する機構の業務に対応する新会社の業務を終了し、かつ、機構が特別合併の前から保有していなかった債権処理会社の株式の全部につき譲渡その他の処分をしたとき又は当該株式の全部を住専処理会社が解散したものとみなして、新住専処理法第二十五条第二項及び第二十七条から第二十九条までの規定を適用する。この場合において、新住専処理法第二十七条中「残余財産の分配を受けたとき」とあるのは「機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部に相当する金額を、譲渡その他の処分により受領したとき又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理したとき」と、「当該分配を受けた金額」とあるのは「当該譲渡その他の処分により受領した金額又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理した金額」とする。

八 第十一条 新会社が銀行業免許を受けて銀行法第二条第二項に規定する銀行業(次項から第九項

までにおいて「銀行業」という。)を営む場合に

は、新会社は、同法第六条第一項の規定にかかると要しない。

2 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、新会社は、銀行法第八条の規定にかかると要しない。

2 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、新会社は、銀行法第八条の規定にかかると要しない。

3 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、新会社は、銀行法第八条の規定にかかると要しない。

4 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、新会社は、銀行法第八条の規定にかかると要しない。

業に支障がないものとして、金融再生委員会の

認可を受けたときは、特別合併の際現に債権処理会社が貸付債権その他の財産の回収、処分等

の円滑な実施のために子会社(新銀行法第二条

第八項に規定する子会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)としている会社又はこれ

に関連する会社を子会社とすることができる。

7 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、特別合併の際現に債権処理会社又はそ

の子会社が、国内の会社(前項に規定する金融

再生委員会の認可に係る会社を除く。)の株式

(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)又は持分について、特別合併又は貸付

債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施

に資するものとして、合算して、当該国内の会

社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以

下この項において同じ。)の総数又は出資の総額

に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は

額を超える数又は額の株式又は持分を所有して

いるときは、当該新会社又はその子会社は、新

銀行法第十六条の三第一項の規定にかかるわら

ず、当該新会社が営む銀行業に支障がないもの

として、金融再生委員会の認可を受けたとき

は、合算して、当該発行済株式の総数又は出資

の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の

数又は額を超える数又は額の株式又は持分を取

得し、又は所有することができる。

8 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、銀行法第十八条の規定は、新会社には

適用しない。

9 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、新銀行法第二十六条第二項の規定は、新

会社には適用しない。

10 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合に

は、新銀行法第二十五条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。)は、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券に該当しないものとみなす。た

だし、新会社が発行する有価証券(特別合併の

際に発行するものを除く。)が特別合併後新たに

同項各号に掲げる有価証券に該当することと

なったときは、この限りでない。

11 新会社が宅地建物取引業法(昭和二十七年法

第百七十六号)第三条第一項の免許を受けて

同法第二条第一号に規定する宅地建物取引業を

営む場合には、同法第四十一条及び第四十二条

の二の規定は、新会社には適用しない。

12 新会社が債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二号)第三条の許可を受け

て同法第二条第二項に規定する債権管理回収業

を営む場合には、新会社は、同法第十三条第一項の規定にかかるわらず、その商号中に債権回収

という文字を使用することを要しない。

13 新会社が債権管理回収業に関する特別措置法(第五項を除く。)の規定による権限を金融監督

府長官に委任する。

14 新会社が新住専處理法第十二条の二第二項に規定する特別合併による特別合併

一項に規定する特別協定の定めによる特別合併

により協定銀行から不動産に関する権利を取得

した場合には、当該不動産に関する権利の移転

の登記については、大蔵省令で定めるところに

より当該取得後三年以内に登記を受けるものに

限り、登録免許税を課さない。

2 新会社が、前項に規定する特別合併により受

ける資本の増加の登記(当該特別合併により消

滅する協定銀行の当該特別合併の直前における

資本の金額に対応する部分に限る。)について

は、大蔵省令で定めるところにより登記を受け

るものに限り、登録免許税を課さない。

第十三条 金融再生委員会設置法の施行の日前

二年までの間における新住専處理法の施行について

は、新住専處理法中「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2 附則第八条の規定による改正前の特定住宅融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「旧住専處理法」という。)の規定により大蔵大臣がした認可は、新住専處理法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び

大蔵大臣がした認可とみなす。

3 附則第八条の規定の施行の際現に旧住専處理法の規定により大蔵大臣に対してされている申請その他の行為は、新住専處理法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣に対し

てされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第八条の規定の施行の際現に効力を有する旧住専處理法の規定に基づく命令は、新住専處理法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

5 附則第八条の規定による改正に伴う経過措置

第十五条 附則第九条から前条までに定めるもののほか、附則第八条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

6 附則第八条の規定による改正に伴う経過措置

第十六条 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の預金保険法(以下「旧法」という。)附則第六条の三第一項の規定によるあつせんがされた特定合併(同項に規定する特定合併をいう。)に關し機構が行う同条から旧法附則第六条の八までの規定による資金援助及び旧法附則第七条第一項の規定による業務についてはなお從前の例による。

第十七条 第二条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお從前の例によることとなる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十八条 第二条に定めるもののほか、第二条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第十九条から第二十七条までを削る。

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正す



く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第一百九十四条の七中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第十四条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のようにより改正する。

本則(第二十五条の四を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一十五条の四を次のように改める。

(権限の委任)

第二十五条の四 金融再生委員会は、この法律による設立による権限(第三条第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二百二十七条第七項及び第八項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一百二十七条第八項を次のように改める。

8 金融再生委員会は、この法律による権限(第十一条の三第一項の規定による認可その他の金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

第一百二十七条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第一百二十七条に次の二項を加える。

11 前項の規定により財務局長又は財務支局長

に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第二百十一条第二項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一百十一条第二項を次のように改める。

2 金融再生委員会は、この法律による権限(信用協同組合、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除き、金融監督庁長官に委任する。

第一百一十二条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七条に次の二項を加える。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七条第三項中「前項」を「第二項」と改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百一十三条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百一十四条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百一十五条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百一十六条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七条の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める

9 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百一十七条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十七条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次の二項を加える。

1 金融再生委員会は、この法律による権限(第十七条第一項の規定による設立の認可その他の金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

2 金融再生委員会は、この法律による権限(第十七条第一項の規定による設立の認可その他の金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

消生委員会規則で定める处分に係る権限で都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合連合会に係るもの(以下「金融再生委員会」という。)を金融監督庁長官に委任する。

第七条第三項中「前項」を「第二項」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金

融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

附則第十条第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正)

第二十条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二百二十五条を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二百二十五条を次のように改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任する

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金

融監督庁長官に委任する。

第五十八条第一項中「前項」を「第一項」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任する

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官に委任する。

第六十条第一項中「前項」を「第一項」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任する

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官に委任する。

第七十条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、この法律による権限(第十七条第一項の規定による免許その他の金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任する

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金

融監督庁長官に委任する。



**第三十一条** 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十条第一項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(**外国証券業者に関する法律の一部改正**)

第三十二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

2 本則(第四十二条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 本則(第四十二条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十二条第一項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第四十二条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

第三十二条第五項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を農林水産省令・大蔵省令・總理府令に改める。

第四十三条中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第三十三条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融再生委員会規則の定めるところにより、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十四条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融再生委員会規則の定めるところにより、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十五条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融再生委員会規則の定めるところにより、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十六条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融再生委員会規則の定めるところにより、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十七条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融再生委員会規則の定めるところにより、金融監督庁長官に委任する。

大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「農林水産省令・大蔵省令・總理府令」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に、「第六十五条第五項」を「第六十五条第四項」に改める。

附則第六条の七第一項中「第六十五条第六項」を「第六十五条第五項」に改める。

附則第六条の十四号及び第五号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第六号中「第六十五条第五項」を「第六十五条第四項」に改め。

附則第八条第三項中「第四項並びに」を削る。

附則第十二条中「農林水産大臣及び内閣総理大臣」とし、附則第七条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三条第六項並びに附則第七条第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十九条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十五条第一項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三十五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を農林水産大臣・大蔵大臣及び内閣総理大臣に改める。

第三十五条第一項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十九条第一項中「及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び金融再生委員会」に改め、「及び第

四項」を削り、「農林水産大臣及び内閣総理大臣」とし、第二十一條第二項及び第五十八条第五

項(第五十九条第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。)に規定する主

務大臣は農林水産大臣・大蔵大臣及び内閣総理

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第三十七条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の





等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」を「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律又は特別職の職員の給与に関する法律」を「又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」に改める。

附則第一条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三条を次のように改める。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。  
附則第四条の見出しを削る。